



第2期 八代市成年後見制度利用促進計画

令和6年度～令和8年度

八代市
令和6年3月

目 次

はじめに

- 1. 計画の目的 1
- 2. 計画の概要（位置づけ、計画期間、策定体制） 2
- 3. 成年後見制度について 4
- 4. 権利擁護支援の地域連携ネットワークについて 6

第1章 成年後見制度に関する本市の状況

- 1. 成年後見制度に関する現状 10
- 2. 成年後見制度に関する調査 19

第2章 第1期八代市成年後見制度利用促進計画の成果と課題

- 1. 第1期八代市成年後見制度利用促進計画の成果と課題 34
- 2. 今後取り組むべき課題と対応策 38

第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念 39
- 2. 基本目標 40
- 3. 主要施策 42

第4章 施策の展開

- <主要施策1> 成年後見制度の広報・啓発（重点施策） 44
- <主要施策2> 八代市成年後見支援センター機能の更なる周知 . . . 45
- <主要施策3> 権利擁護支援の地域連携ネットワークの
役割の明確化と連携体制強化（重点施策） 46
- <主要施策4> 権利擁護の相談支援の周知・強化 47
- <主要施策5> 権利擁護支援チームの形成支援 48
- <主要施策6> 権利擁護支援チームへの支援の充実 49
- <主要施策7> 成年後見人等の確保（重点施策） 50
- <主要施策8> 成年後見制度利用支援事業の推進 51

第5章 計画の評価及び進行管理 52

《参考資料》

1. 計画で使用している用語	54
2. 成年後見制度の利用の促進に関する法律	55
3. 八代市成年後見制度利用促進審議会条例	60
4. 八代市成年後見制度利用促進審議会委員名簿	62
5. 第2期八代市成年後見制度利用促進計画策定経過	63

はじめに

1. 計画の目的

平成12年(2000年)、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、その後社会福祉に関する様々な法律の改正等が行われ、高齢福祉分野・障がい福祉分野ともに、行政がサービス内容を決定する措置制度から、高齢者・障がいのある人自らがサービスを選択し事業者との対等な関係に基づき契約によりサービスを利用する契約制度へと移行しています。

このような中、判断能力が不十分な人が、日常生活や社会生活を営む上での様々な課題や困難により、不利益を被ることなく社会福祉サービス等を利用できるよう、『成年後見制度』(以下「制度」という。)が施行されています。

国は、制度が、他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障がいのある人を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に活用されていないことから、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)」(以下「法」という。)を制定し、成年後見制度利用促進基本計画(第一期：平成29年3月閣議決定、第二期：令和4年3月閣議決定)を策定しました。法において、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援、その他の措置を講ずるよう努めること」とされたことから、八代市(以下「本市」という。)においても、令和3年3月に「第1期八代市成年後見制度利用促進計画」(以下「本市第1期計画」という。)を策定し、制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進することとしています。

また、国は、第二期成年後見制度利用促進基本計画(以下「国第二期計画」という。)において、制度・分野の枠や、支える側と支えられる側という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、全ての住民が、障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合い、ともに地域を創っていく「地域共生社会¹の実現」を目指すこととしています。

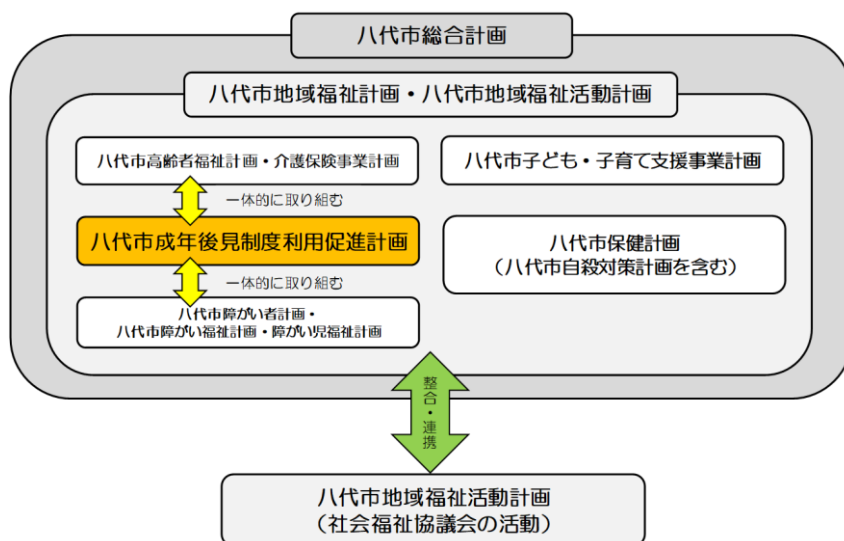
本市においても、この「地域共生社会」の考え方を踏まえ、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として権利擁護支援を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワーク(以下「地域連携ネットワーク」という。)の一層の充実など、制度利用促進の取組を進めていくため、「第2期八代市成年後見制度利用促進計画」(以下「本市第2期計画」という。)を策定します。

¹ 制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、全ての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくことを目指すもの(「第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定)」3ページを参照)。

2. 計画の概要

(1) 位置づけ

法第14条第1項において、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」とされており、本市第2期計画は関連計画である「八代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（令和6年度～令和8年度）、「第4期八代市障がい者計画」（令和3年度～令和8年度）と一体的に連動して取り組み、「第4次八代市地域福祉計画・八代市地域福祉活動計画」（令和2年度～令和6年度）やその他関連計画との整合、連携を図ります。



(2) 計画期間

本市第2期計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。また、年度ごとに達成状況や進捗状況を評価・点検し、必要に応じて見直しを行います。

名称	年度	計画期間	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
八代市成年後見制度利用促進計画	3年		第1期		第2期						
【国】成年後見制度利用促進基本計画	5年		第一期	第二期							
八代市総合計画	8年		第2次				第3次				
八代市地域福祉計画	5年		第4次			第5次					
八代市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	3年		第8期		第9期		第10期				
八代市障がい者計画	6年		第4期					第5期			

(3) 策定体制

①八代市成年後見制度利用促進審議会による審議

本市第2期計画の策定に当たっては、幅広い意見を聴取するため、医療・福祉関係者、司法関係者、学識経験者等を委員とする八代市成年後見制度利用促進審議会を開催し、制度における現状と課題、本市第2期計画に向けた基本目標や主要施策等について協議を行い、その反映に努めました。

令和5年度 第1回 6月7日、第2回 7月20日、第3回 9月13日、
第4回 10月31日、第5回 令和6年1月23日

②各種調査の実施

1) 八代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）策定に係るニーズ調査

本市における高齢者の実態や意識・意向を調査・分析し、計画策定の基礎資料とすることを目的として令和4年11月から令和5年1月にかけて実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の中で、制度の認知状況等について調査を行いました。

2) 第4期八代市障がい者計画（令和3～8年度）策定に関するアンケート

本市における障がいのある人を取り巻く実態・意識等を調査・分析し、課題やニーズを把握することにより、「八代市障がい者計画」の基礎情報を得ること等を目的として令和2年6月から7月にかけて実施した「障がい者計画策定に関するアンケート」の中で、制度の認知状況等について調査を行いました。

3) 福祉及び医療の支援者²、民生委員への調査

本市における高齢者及び障がいのある人を直接支援する支援者や民生委員を対象に、制度に関する認知状況や課題、ニーズ等を把握するための調査を行いました。

4) 専門職団体及び法人後見実施団体への調査

本市に住所を有する高齢者及び障がいのある人に対して成年後見等活動を行う専門職後見人等が所属する団体や法人後見実施団体に、課題やニーズ等を把握するための状況調査を行いました。

③パブリックコメント（意見公募手続）の実施

計画素案に関して、市民から幅広い意見を聴取するため、令和5年12月15日から令和6年1月9日までパブリックコメントを実施し、その反映に努めました。

² ここでいう支援者とは、「本人の支援に関わっている人（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、地域包括支援センターや権利擁護支援センターの職員等）」のことをいう（「成年後見制度における診断書作成 本人情報シート作成の手引（令和3年10月 最高裁判所事務総局家庭局）」27ページを参照）。

3. 成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、若しくは精神障がい等で、判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援するしくみです。主に以下の2つの支援を行います。

支援を行う人を「成年後見人等」、支援を受ける人を「成年被後見人等」と呼びます。

財産管理

成年被後見人の預貯金の管理、不動産等の処分、遺産分割等の財産に関する契約等についての助言や支援を行います。

身上保護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続き、費用の支払い等、日常生活に関わる契約等を支援します。

成年後見制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」に大別されます。

(1) 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になったときに、本人や配偶者、四親等内の親族等が家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が本人に合う成年後見人等を選びます。

この場合、本人の判断能力の程度によって、更に3類型に分けられます。

本人の状況	後見の種類	支援内容
判断能力が欠けている	成年後見 (成年後見人)	財産を管理し、利用者本人に代わって契約を交わしたり、本人が誤って交わしてしまった不利益な契約を取り消すことができます。
判断能力が著しく不十分	保佐 (保佐人)	借金や相続、家の増改築等の重要な契約には、保佐人の同意が必要です。保佐人の同意を得ずに交わされた契約は、取り消すことができます。また、家庭裁判所が定めた範囲に関して、契約の代理を行います。
判断能力が不十分	補助 (補助人)	家庭裁判所が定めた範囲において、契約の代理や取消し等を行います。

(2) 任意後見制度

本人が、「将来認知症等になったときの財産管理等が不安」という場合に、事前に成年後見人等を選んでおき、その人と契約を結んでおきます。

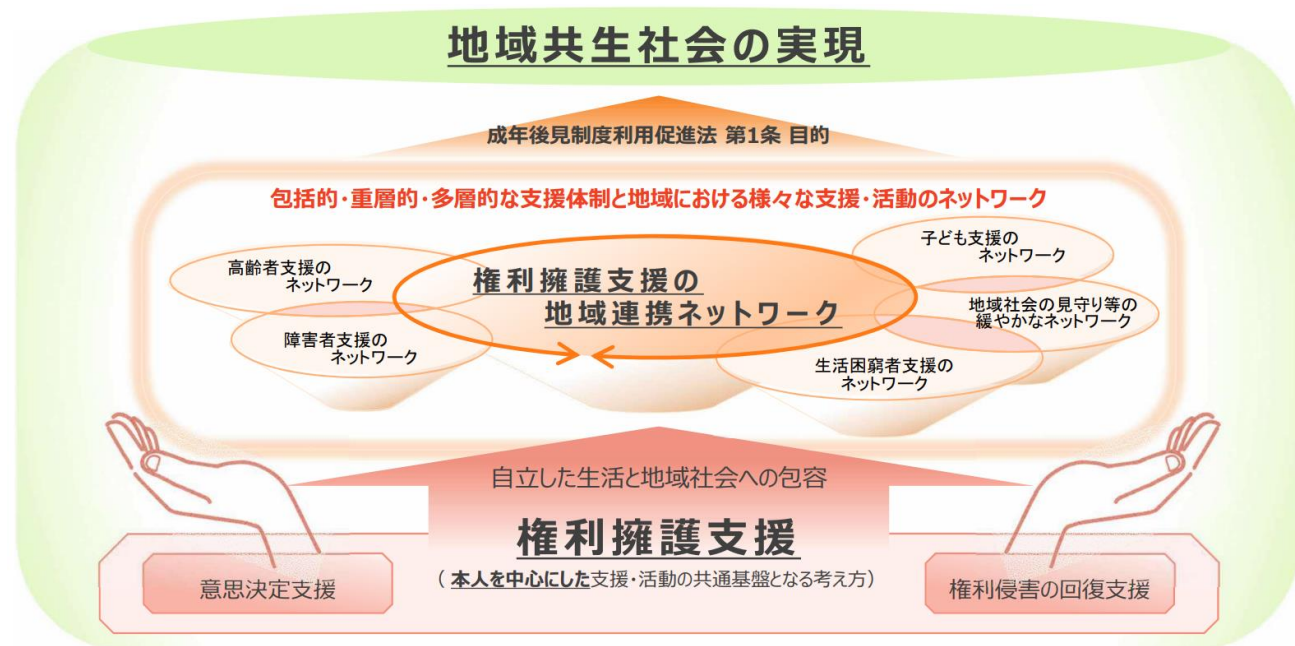
この場合の成年後見人等を「任意後見人」と呼びます。

本人の判断能力が不十分になった後、財産管理や身上保護等の事前に契約で定めたことを行います。ただし、本人が行った法律行為を取り消す権限はありません。

『権利擁護支援』

権利擁護支援とは、「意思決定支援等による権利行使の支援」や、「虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援」を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動のことをいいます。

地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における、本人を中心とした支援・活動の共通基盤です。



資料：「第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要（厚生労働省）」

成年後見制度は、権利擁護支援の中でも重要な手段です。

制度以外の権利擁護支援策としては、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業³があります。この他、意思決定支援等によって本人を支える各種方策や、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策も存在します。

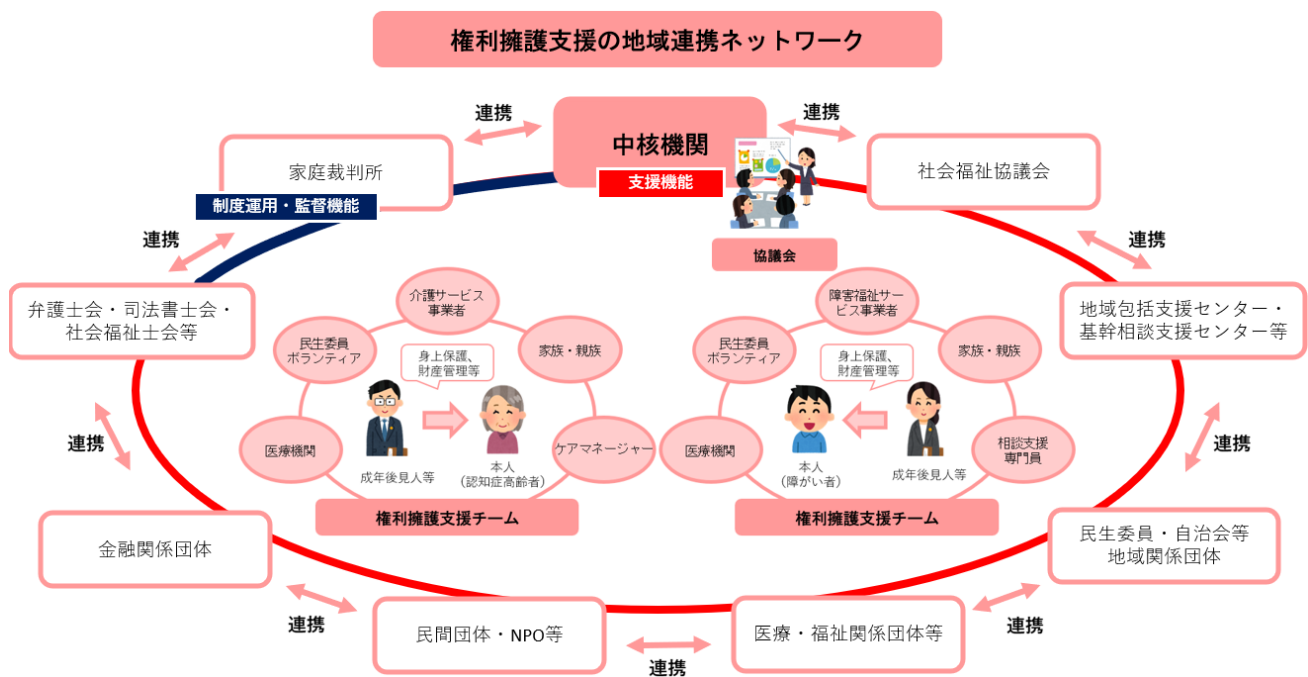
³ 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分かつ事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる者に対し、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とするもの。全国的には「日常生活自立支援事業」であるが、熊本県においては、旧事業名の「地域福祉権利擁護事業」が広く浸透していたこともあり、継続して旧事業名を使用している。実施主体は、都道府県社会福祉協議会及び指定都市社会福祉協議会（「令和5年版 厚生労働白書 資料編（厚生労働省）」を参照）。

4. 権利擁護支援の地域連携ネットワークについて

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」です。

権利擁護支援としての成年後見制度の適切な利用を通じて、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加につなげていくようにすること、また、そのために地域連携ネットワークが多様な主体の積極的な参画と適切な役割の発揮の下で、持続可能な形で運営することが重要との観点から、地域連携ネットワークには、「本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能（支援機能や制度運用・監督機能）」と「機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組」の2つの役割があります。

(イメージ図)



地域連携ネットワークは、「権利擁護支援チーム」、「協議会」及び「中核となる機関」の3つのしくみから構成されています。

(1) 権利擁護支援チーム

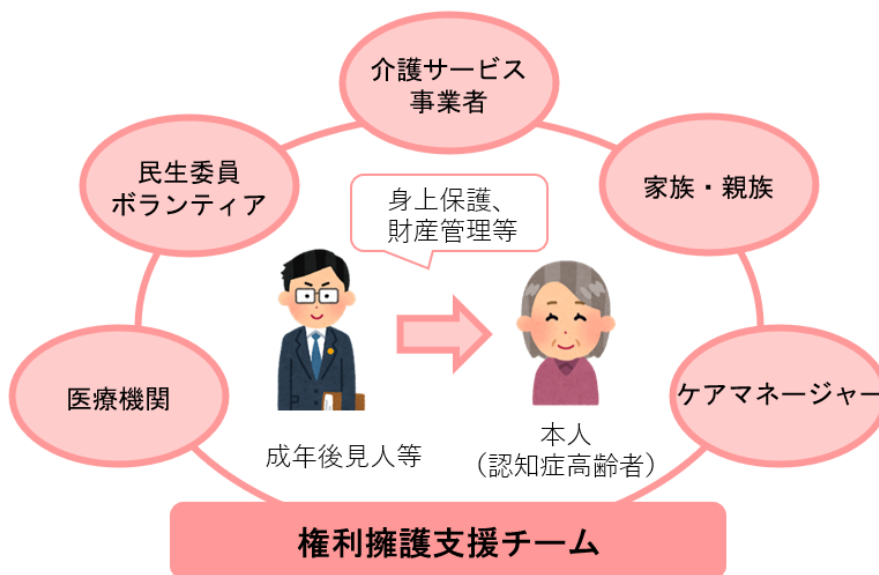
「権利擁護支援チーム（以下「チーム」という。）」とは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみです。

チームは、本市内の権利擁護支援が必要な人それぞれに対して構成されます。

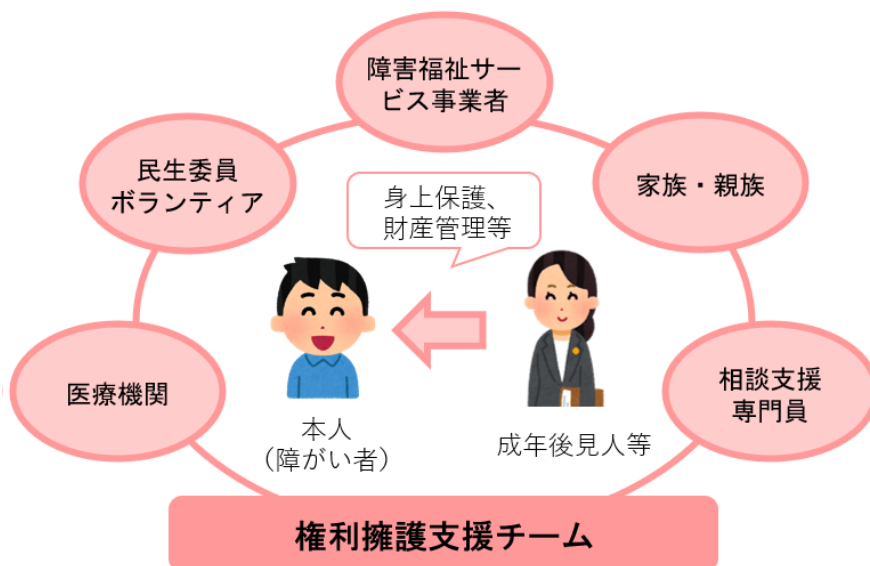
既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じて、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。

(イメージ図)

認知症高齢者の場合



障がい者の場合



(2) 協議会

「協議会」とは、地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみです。

成年後見制度を利用する事案に限定することなく、チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設けます。

本市では、令和3年4月に「八代市成年後見制度利用促進協議会（以下「市協議会」という。）」を設置しています。

(所掌事務)

- ① 八代市成年後見支援センターに対する助言等
- ② 成年後見制度を利用する人又は利用しようとする人を支援する関係機関に対する助言等
- ③ 市民後見人及び法人後見団体の育成及び支援に関する事項
- ④ 法人後見の受任及び辞任の審議に関する事項
- ⑤ その他成年後見制度に関し必要な事項

(構成員)

熊本県弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート熊本支部、熊本県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ熊本、八代市社会福祉協議会、障害者相談支援事業所、八代市地域包括支援センター

(イメージ図)



(3) 中核となる機関

「中核となる機関（以下「中核機関」という。）」とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制です。

本市では、中核機関として、令和3年4月に「八代市成年後見支援センター（以下「センター」という。）」を開設しています。

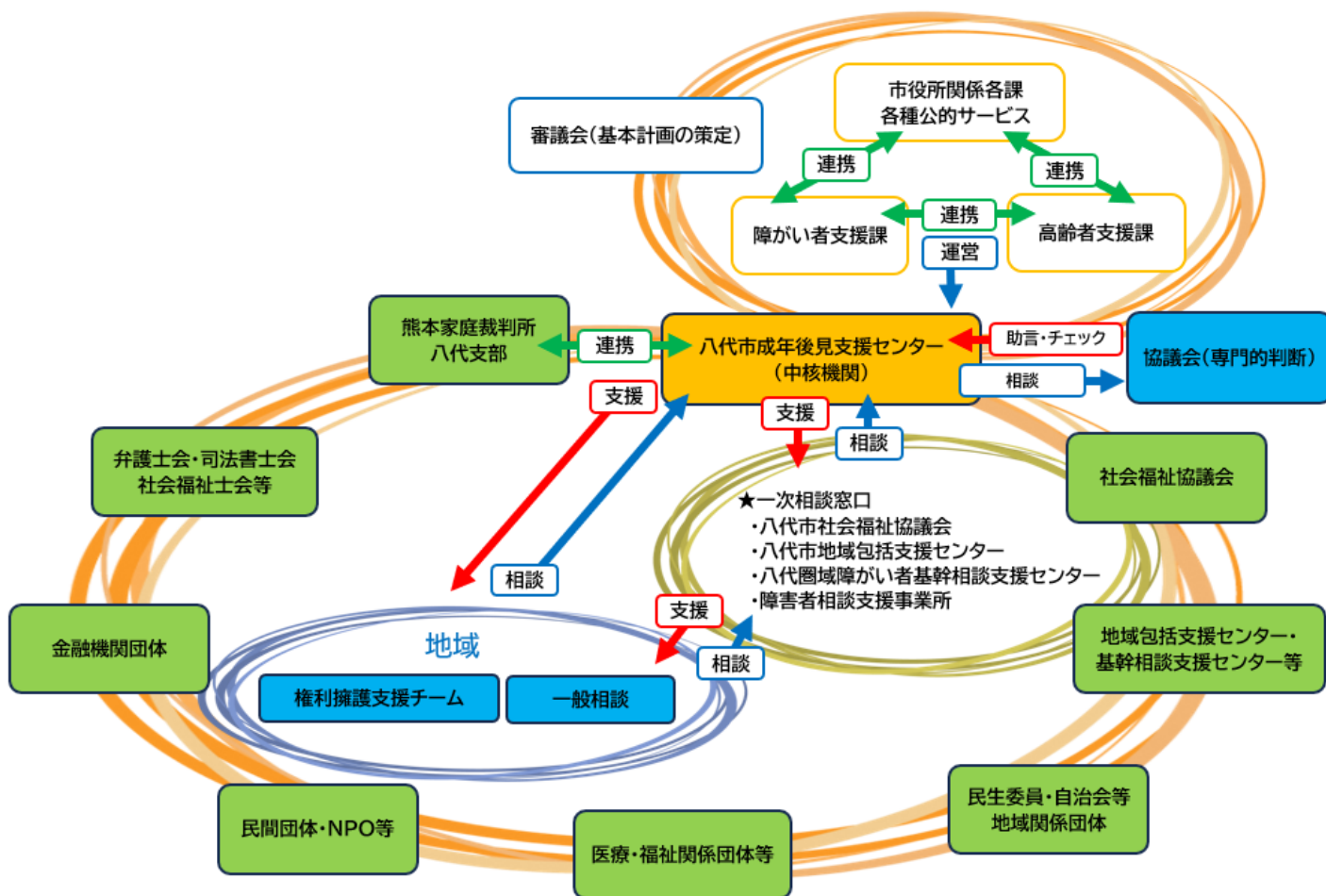
(役割)

- ① 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う。
- ② 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う（協議会の運営等）。

(構成員)

市高齢者支援課、市障がい者支援課

(イメージ図)



第1章 成年後見制度に関する本市の状況

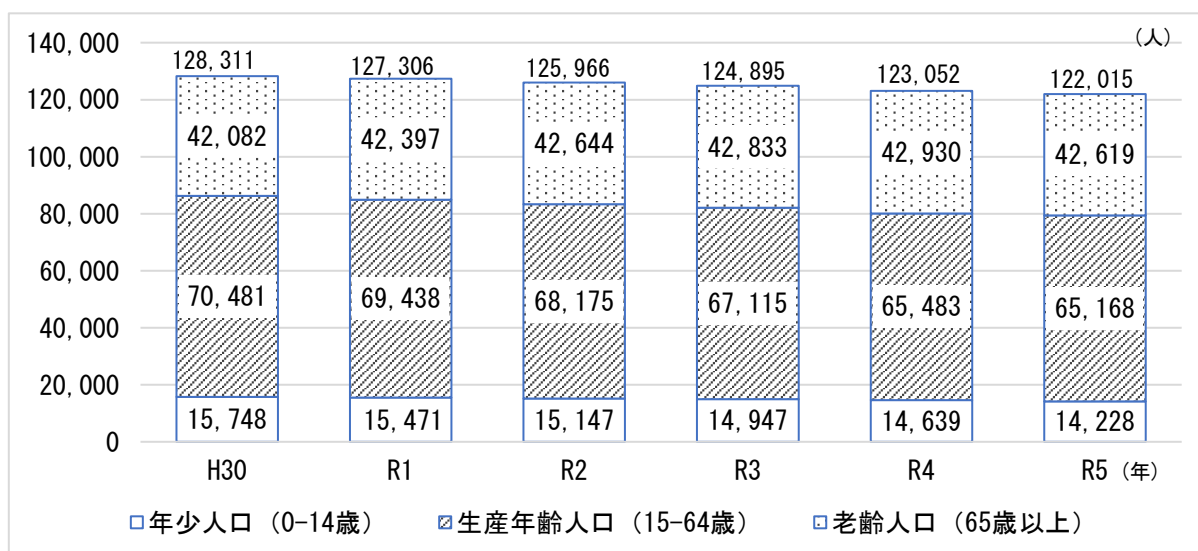
1. 成年後見制度に関する現状

(1) 総人口と高齢化率

本市の総人口は、令和5年4月末日現在 121,959 人となっており、近年減少傾向が続いています。しかしながら、65歳以上にあたる高齢人口は 42,611 人と、平成30年と比較して増加しており、それに伴い高齢化率も年々増加しています。

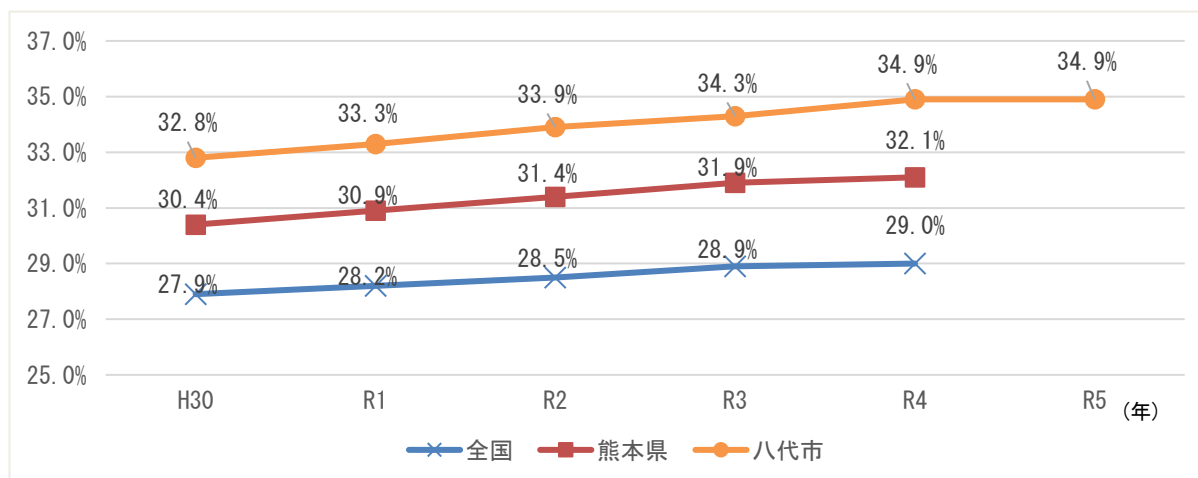
高齢化率は、本市内においても地域差があり、特に山間部の高齢化率が高くなっています。

◆総人口・年齢3区分人口の推移



資料：「住民基本台帳（各年4月1日現在）」

◆高齢化率



資料：「住民基本台帳（全国・熊本県：各年10月1日現在／八代市：各年4月1日現在）」

(2) 認知症高齢者数の推移

本市の令和5年4月1日の要介護（要支援）認定者8,312人のうち、認知機能の低下が見られる方（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は5,493人で、要介護（要支援）認定者のうち約66.0%となっています。今後も高齢化に伴い増加するものと思われ、令和8年には5,711人になると見込まれます。

また、要介護（要支援）認定を受けていない高齢者の中にも、認知機能の低下がみられる人がいると考えられるため、以下の数値より多くの認知症高齢者が存在すると予想されます。

◆要介護（要支援）認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ⁴以上（単位：人）

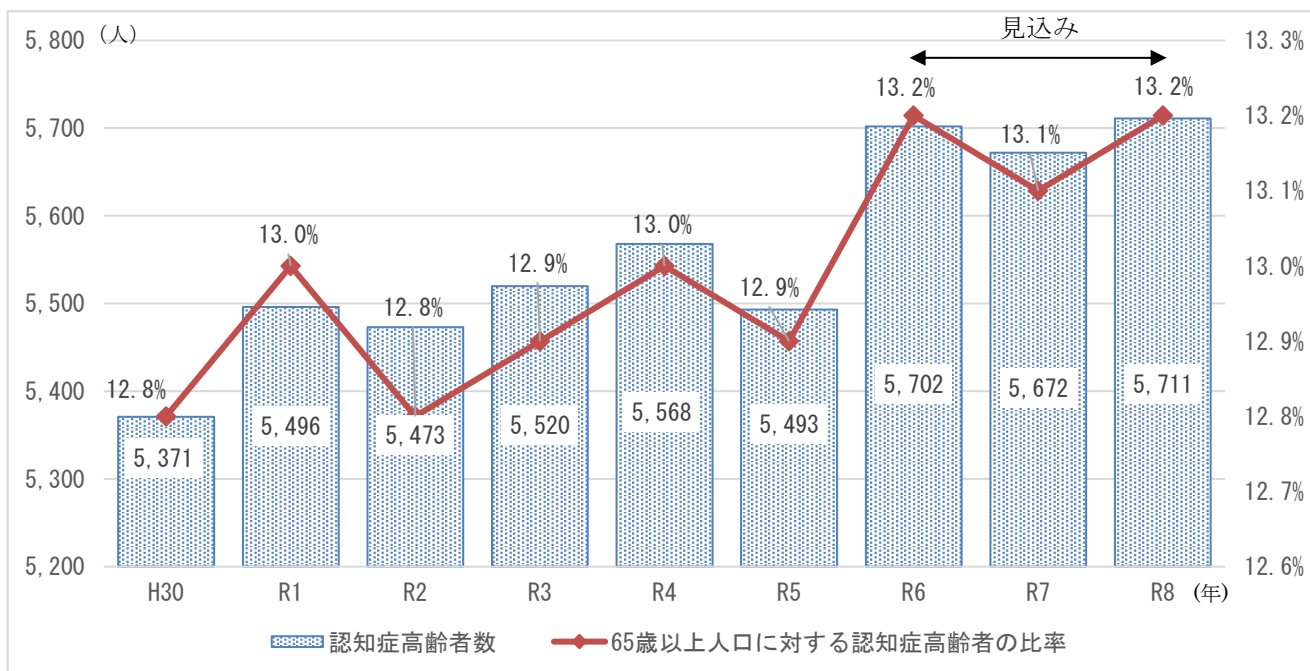
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6 見込	R7 見込	R8 見込
高齢者人口	42,082	42,397	42,644	42,833	42,930	42,619	43,031	43,159	43,287
要介護 （要支援） 認定者数	8,176 (19.4)	8,339 (19.7)	8,254 (19.4)	8,400 (19.6)	8,393 (19.6)	8,312 (19.5)	8,451 (19.6)	8,462 (19.6)	8,495 (19.6)
認知症 高齢者数	5,371 (12.8)	5,496 (13.0)	5,473 (12.8)	5,520 (12.9)	5,568 (13.0)	5,493 (12.9)	5,702 (13.2)	5,672 (13.1)	5,711 (13.2)

※ 転入者は含まず。

（各年4月1日現在）

※ 括弧内は、高齢者人口に対する比率（単位：％）

◆認知症高齢者数の推移及び見込み



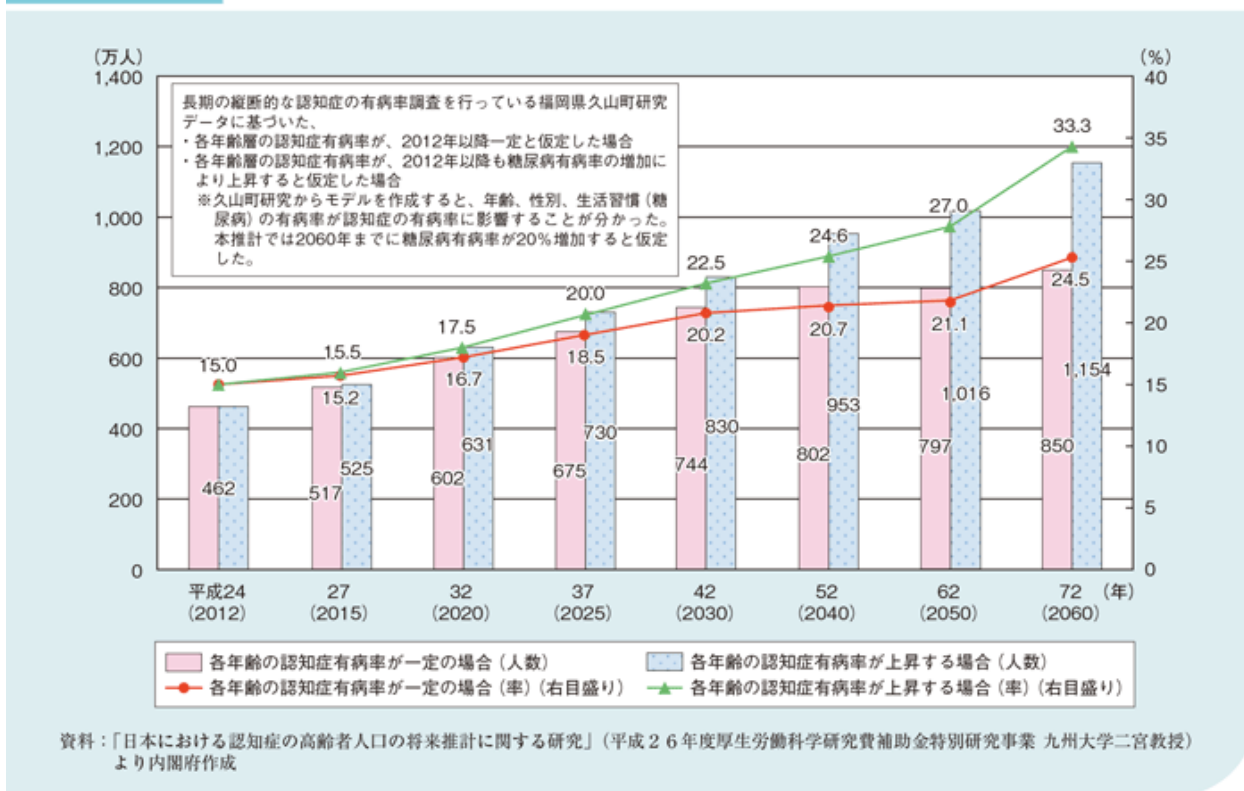
⁴ 認知症高齢者の日常生活自立度とは、高齢者の認知症の程度とそれによる日常生活の自立度を客観的に把握するため、厚生労働省が作成した指標。Ⅱは「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる程度」のことを指す。

高齢社会白書による全国の65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率の推計をみると、平成24年には認知症高齢者数が462万人と、65歳以上の高齢者の約7人に1人（有病率15.0%）とされています。

また、団塊の世代が後期高齢者（75歳）となる令和7年には約5人に1人（有病率20%）、団塊の世代の子が65歳に達する令和22年には約4人に1人（有病率24.6%）と、全国的に認知症高齢者数は増加していくと推定されています。

◆65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率

図1-2-11 65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率

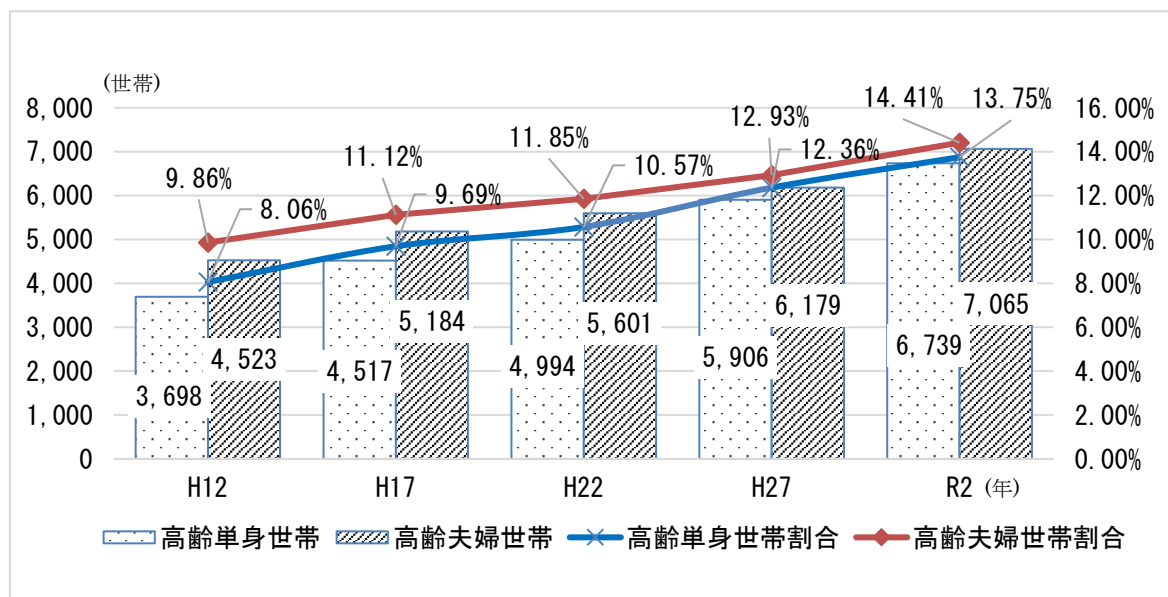


(3) 高齢者世帯数の推移

国勢調査によると、本市の高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯は近年増加傾向にあり、今後も増加すると予想されます。

また、高齢者を含む世帯の核家族化も進み、家族関係の希薄化がますます問題視されています。

◆高齢者世帯数と割合



資料：「国勢調査（各年10月1日現在）」

◆高齢者を含む核家族世帯数（単位：世帯）

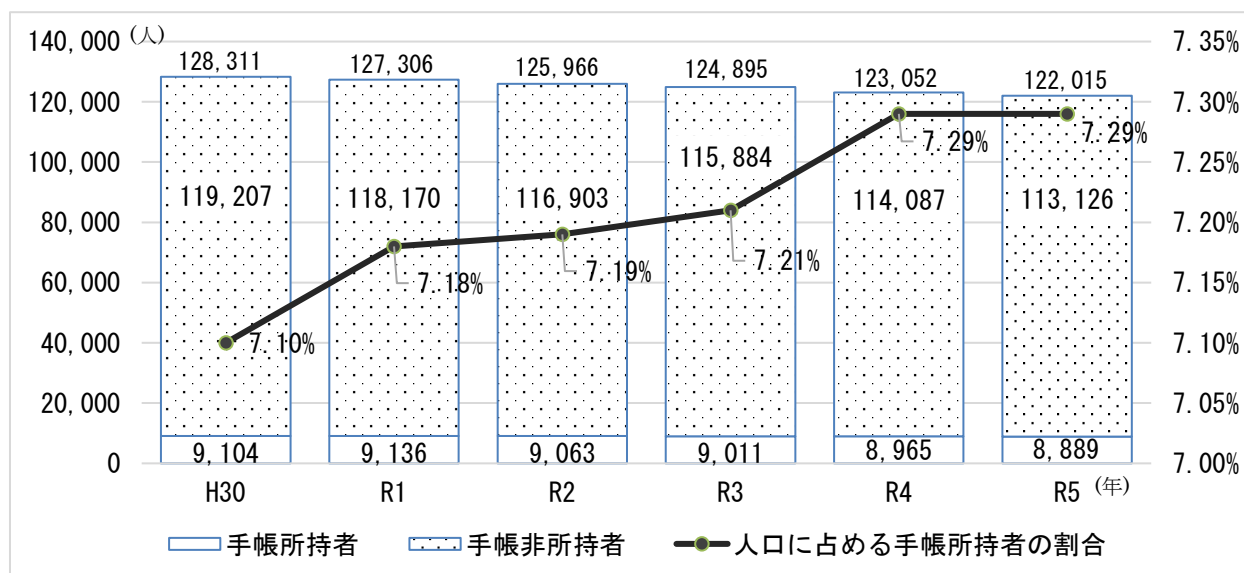
	H12	H17	H22	H27	R2
高齢者を含む核家族世帯数	8,110 世帯	9,398 世帯	10,604 世帯	12,123 世帯	13,101 世帯

資料：「国勢調査（各年10月1日現在）」

(4) 障害者手帳所持者の推移

本市の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者は、令和5年4月1日現在で、総人口122,015人に対し8,889人（7.29%）であり、近年増加傾向にあります。

◆総人口・障害者手帳所持者数の推移



※障害者手帳所持者総数は、障がいの重複があります。

(各年4月1日現在)

(5) 療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は、近年、どちらも増加傾向が続いています。

療育手帳所持者数は、毎年3～5%程度増加しており、平成30年と令和5年を比較すると274人（約18%）増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、毎年1～4%程度増加しており、平成30年と令和5年を比較すると、199人（約15%）増加しています。

今後も増加することが予想され、令和8年には療育手帳所持者数が1,940人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,608人になると見込まれます。

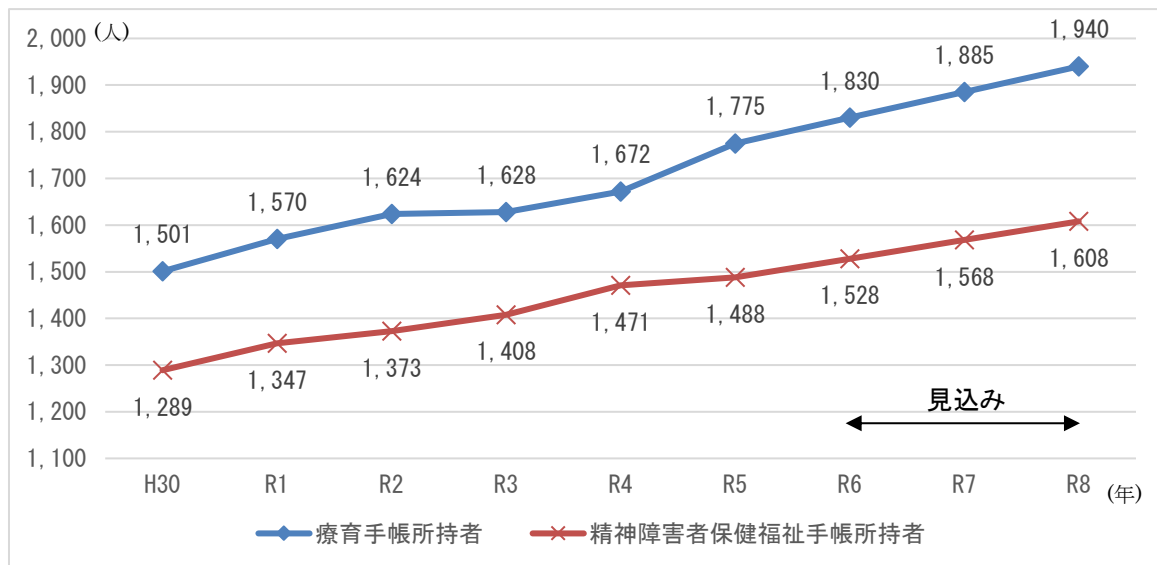
◆療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6 見込	R7 見込	R8 見込
療育手帳	1,501	1,570	1,624	1,628	1,672	1,775	1,830	1,885	1,940
精神障害者 保健福祉手帳	1,289	1,347	1,373	1,408	1,471	1,488	1,528	1,568	1,608

(各年4月1日現在)

◆療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移及び見込み



(6) 成年後見制度利用者数及び類型の割合

熊本家庭裁判所がまとめた成年後見制度類型別利用者数(本市に住所を有している成年被後見人等)によると、本市における制度の利用者は増加傾向にあります。

類型別では、全体の約7割が「成年後見(判断能力が最も欠けている類型)」であることから、判断能力が欠け、社会生活上の大きな支障が生じた後に、制度を利用し始める方が多いことがうかがわれます。

また、「保佐」「補助」類型の割合が微増傾向にあることから、「判断能力が低下傾向にある段階から利用を開始することで、本人意思が反映されやすくなる」という考え方が、徐々に浸透しているのではないかと推察されます。

◆成年後見制度類型別利用者数の推移

	R2. 6. 30 現在	R3. 6. 30 現在	R4. 6. 30 現在	R5. 6. 30 現在
利用者数	164人	174人	186人	191人
成年後見	117人 (71.3%)	124人 (71.3%)	125人 (67.2%)	125人 (65.5%)
保佐	41人 (25.0%)	43人 (24.7%)	53人 (28.5%)	56人 (29.3%)
補助	5人 (3.1%)	6人 (3.4%)	7人 (3.8%)	9人 (4.7%)
任意後見	1人 (0.6%)	1人 (0.6%)	1人 (0.5%)	1人 (0.5%)

(7) 成年後見等申立て件数

熊本家庭裁判所がまとめた成年後見等申立て件数(本市に住所を有している成年被後見人等)によると、本市における令和4年の全申立て件数は30件で、そのうち親族申立ては66.7%、市長申立ては33.3%となっています。

◆成年後見等申立件数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
申立て件数	28件	23件	42件	35件	30件	7件
親族申立て	15件	15件	18件	17件	20件	2件
市長申立て	13件	8件	24件	18件	10件	5件

※各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数

※令和5年分は、令和5年6月末現在の件数

(8) 成年後見等市長申立て件数

成年後見制度の申立ては、本人や配偶者、四親等内の親族等ができます。しかし、そのいずれも申立てができない場合には、本人を支援している関係機関からの要請を受け、市区町村長が申し立てることができます。

以下に記載のとおり、本市の市長申立て件数は、近年、高齢福祉分野と障がい福祉分野を合わせ年間 10～20 件程度で推移しています。障がい福祉分野より高齢福祉分野の方が、要請件数及び申立て件数が多い状況です。

◆高齢福祉分野の市長申立て件数

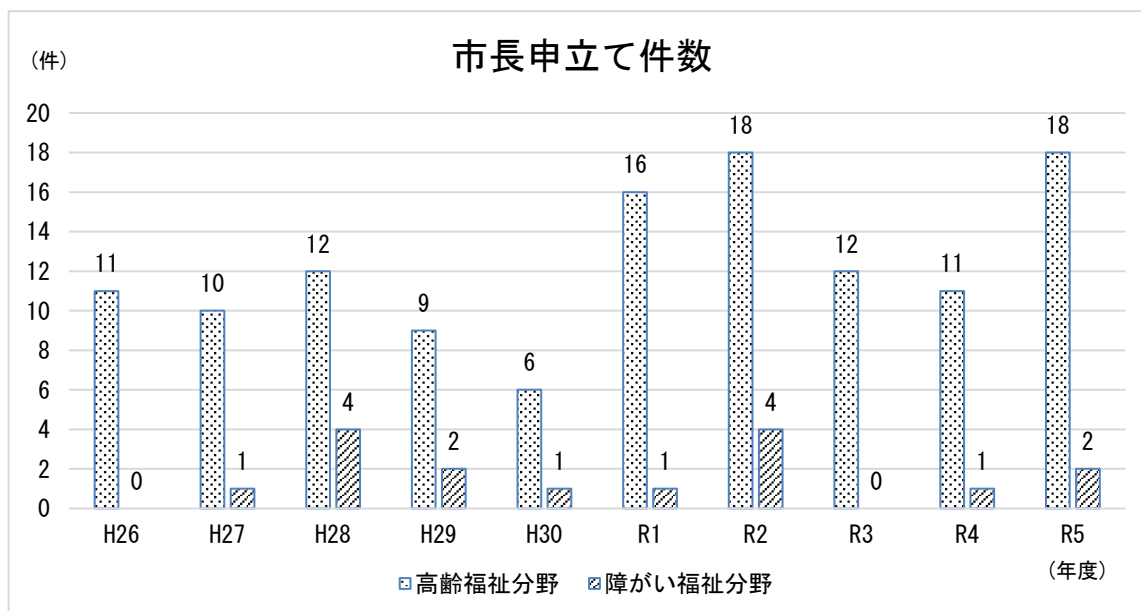
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
要請件数	13	13	24	14	11	16	15	12	17	18
申立て件数	11	10	12	9	6	16	18	12	11	18

※各年度の件数は、当該年度に申立てがあった件数（令和5年度は見込み）

◆障がい福祉分野の市長申立て件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
要請件数	1	1	4	2	1	4	0	1	1	2
申立て件数	0	1	4	2	1	1	4	0	1	2

※各年度の件数は、当該年度に申立てがあった件数（令和5年度は見込み）



※16 ページ「成年後見等申立件数の推移」とは算出期間が異なるため一致しない

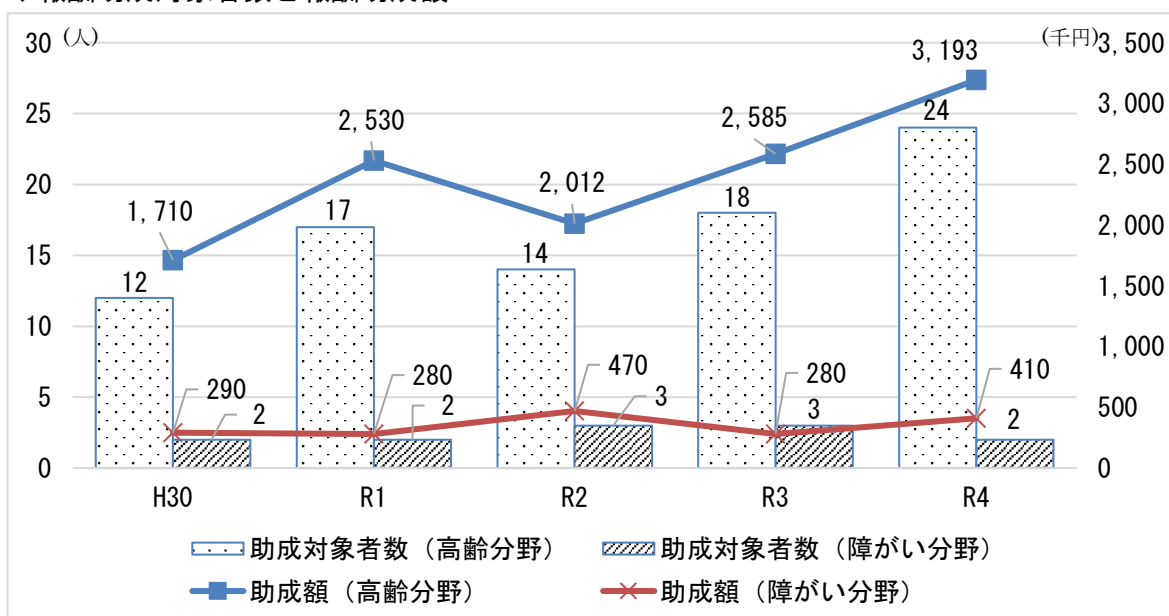
(9) 成年後見人等への報酬助成対象者数と報酬助成額

成年後見制度を利用した場合、成年後見人等への報酬が発生します。この報酬は、家庭裁判所が報酬額を決定し、原則、利用者本人の財産の中から支払われます。しかし、本人の財産の状況によっては、支払いが困難な場合があるため、生活保護者および報酬を支払うことによって生活保護世帯の基準を下回る人については、「八代市成年後見制度利用支援事業実施要綱」の規定により、本市が本人へ報酬助成を行っています。

本市では、令和4年4月1日に当要綱の一部改正を行い、報酬助成対象範囲を拡充し、市長申立て以外の事案についてもその対象とすることとしました。

現在、報酬助成件数及び助成額は、高齢福祉分野も障がい福祉分野も増加傾向が続いています。

◆報酬助成対象者数と報酬助成額



2. 成年後見制度に関する調査

(1) 八代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）

策定に係るニーズ調査結果

区 分	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
調査の目的	介護保険法に基づき、高齢者に関する施策及び介護保険制度の円滑な運営などを網羅した「八代市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（令和6年度～8年度）の策定にあたり、既存データでは把握困難な高齢者の実態や意識・意向を調査・分析し、計画策定の基礎資料とすることを目的としています。
調査対象者	第1号被保険者のうち要介護認定を受けていない一般高齢者、総合事業対象者及び要支援者
調査方法	郵送調査
調査期間	令和4年11月16日～令和5年1月16日
回収状況	調査数 5,000人、有効回答数 3,048人、有効回答率 61.0%

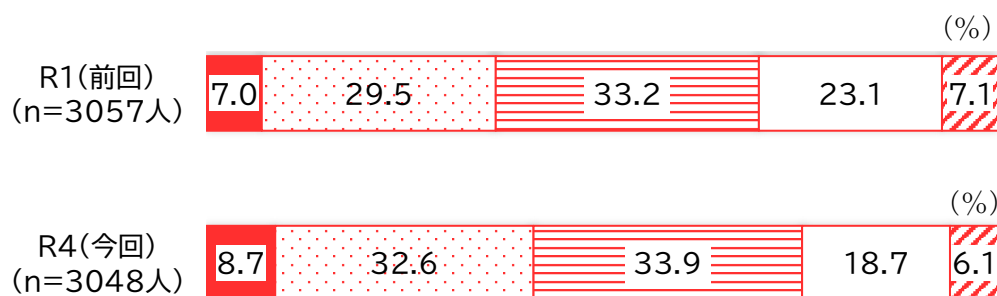
《調査項目》

① 成年後見制度の認知状況

『成年後見制度を知っていますか?』の設問に対して、「聞いたことはある」が33.9%と最も高く、次いで「知っている」が32.6%、「初めて聞いた」が18.7%となっています。

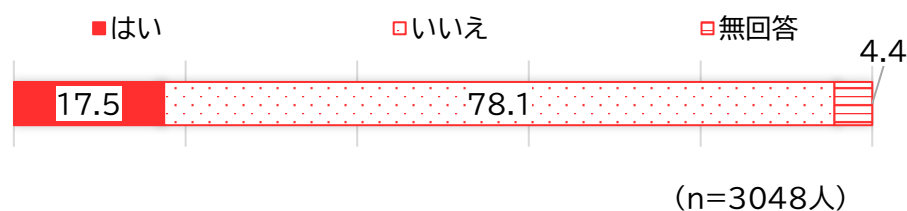
前回調査に比べて、「よく知っている」「知っている」人の割合が増加していることから、認知度は少しずつ高まっているといえますが、一方で、「聞いたことはある」「初めて聞いた」と答えた人は52.6%と、制度を詳しく知らない人の割合は未だに高く、広く認知されていない状況といえます。

■よく知っている □知っている □聞いたことはある
□初めて聞いた □無回答



② 成年後見制度の利用検討状況(前回調査項目なし)

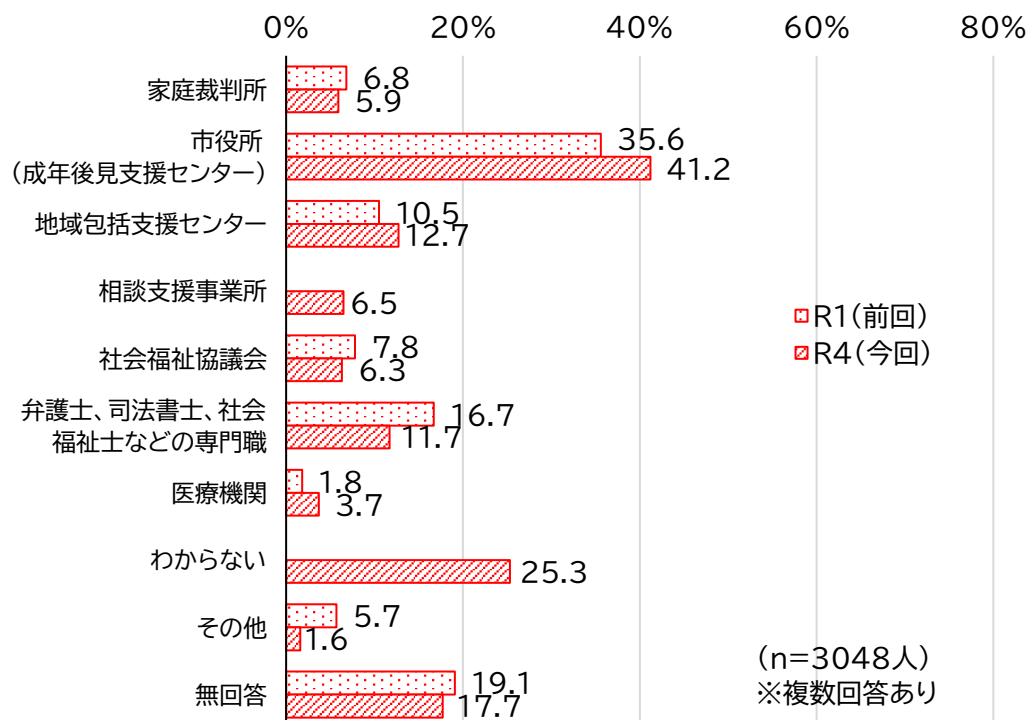
『成年後見制度の利用を考えていますか?』の設問に対して、「はい」が17.5%、「いいえ」が78.1%となっており、実際に利用を考える人の割合は少ない状況です。



③ 成年後見制度利用についての相談先

『成年後見制度を利用したいとあなたが思ったとき、どこに相談に行こうと思うか?』の設問に対して、相談する場所としては、「市役所(成年後見支援センター)」が41.2%と最も高く、次いで「わからない」が25.3%、「地域包括支援センター」が12.7%となっています。前回調査において、「無回答」が19.1%あり、ここに「わからない」という意見が内包されていたと推察されます。

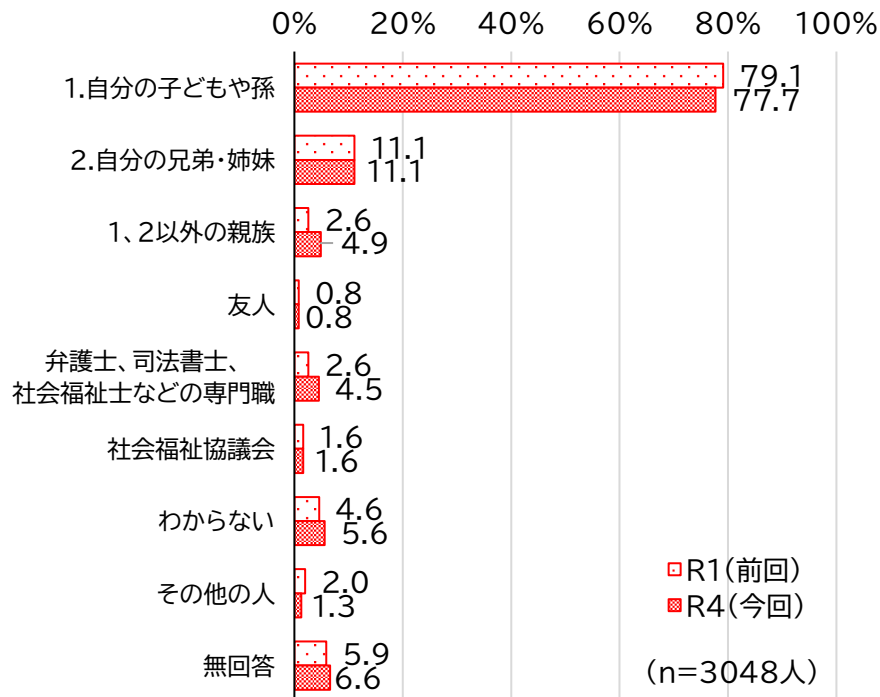
前回調査に比べて、「市役所(成年後見支援センター)」と回答した人の割合が増加していることから、市役所(成年後見支援センター)が制度に関する相談先として認知されつつあるといえます。しかしながら、次いで「わからない」と回答した人の割合が高いため、依然として相談先の周知が必要であるといえます。



④ 判断能力が低下した場合の相談先

『病気などであなたの判断能力が低下した場合、契約行為や金銭管理などを誰にお願いしたいと思うか?』の設問に対して、「自分の子どもや孫」が77.7%と圧倒的に多くなっています。

全体を見ても、自分の親族へお願いしたいという人が93.7%となっており、第三者へお願いしたいという人は、1割に満たない状況です。

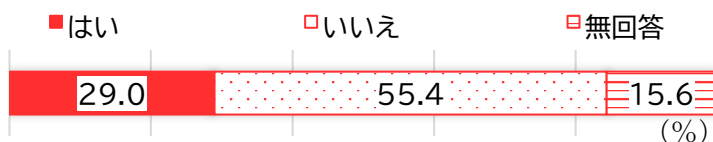


⑤ 成年後見制度に関する興味・関心（前回調査項目なし）

『成年後見制度に関する講座や研修等の機会があれば学びたいと思いますか?』という設問に対して、「はい」が29.0%、「いいえ」が55.4%となっています。

割合としては少ないですが、②利用検討状況と併せて見ると、「制度の利用を考えている」「学びたいと思っている」人が、一定数存在していることがわかります。

年齢別に見ると、「65～69歳」「70～74歳」「75～79歳」では、「はい」の回答が30%を超えており、年齢が若いほど興味関心があると見て取れます。



(n=3048人)

(%)

		全 体 (人)	は い	い い え	無 回 答
全 体		3048	29	55.4	15.6
性 別	男性	1491	30.3	56.2	13.5
	女性	1525	28.3	54.8	16.9
年 齢	65～69歳	586	33.1	60.1	6.8
	70～74歳	699	31.5	56.2	12.3
	75～79歳	772	32	53.5	14.5
	80～84歳	528	24.8	54	21.2
	85～89歳	325	22.8	52	25.2
	90～94歳	95	14.7	60	25.3
	95～99歳	17	11.8	58.8	29.4
	100歳以上	1	-	100	-
圏 域	圏域1	488	27.5	52.5	20.1
	圏域2	489	29.4	58.1	12.5
	圏域3	520	32.1	55.8	12.1
	圏域4	544	30	53.9	16.2
	圏域5	489	27.6	58.5	13.9
	圏域6	490	28.4	54.7	16.9
介 護 度	要介護・要支援認定なし	2544	30.7	56.5	12.8
	要支援者(要支援1)	93	25.8	57	17.2
	要支援者(要支援2)	105	17.1	55.2	27.6
	事業対象者	36	22.2	58.3	19.4

(2) 第4期八代市障がい者計画（令和3～8年度）策定に関する
アンケート結果

区 分	障がい者計画策定に関するアンケート
調査の目的	本市における障がいのある人を取り巻く実態・意識等を調査・分析し、課題やニーズを把握することにより、「八代市障がい者計画」の適切な策定に向けた基礎情報を得ること等を目的としています。
調査対象者と抽出方法	本市に居住する障害者手帳所持者 2,200 人、18 歳未満の障害者手帳所持者又は障がい児通所支援サービス利用者の保護者 800 人、一般市民 1,000 人を対象としています。 上記対象者のうち、成年後見制度に関する項目を設けたのは、障害者手帳所持者（18 歳以上）のみです。
調査方法	郵送調査
調査期間	令和2年6月30日～令和2年7月22日
回収状況	発送数 2,200 人、回収数 1,385 人、回収率 63.0%

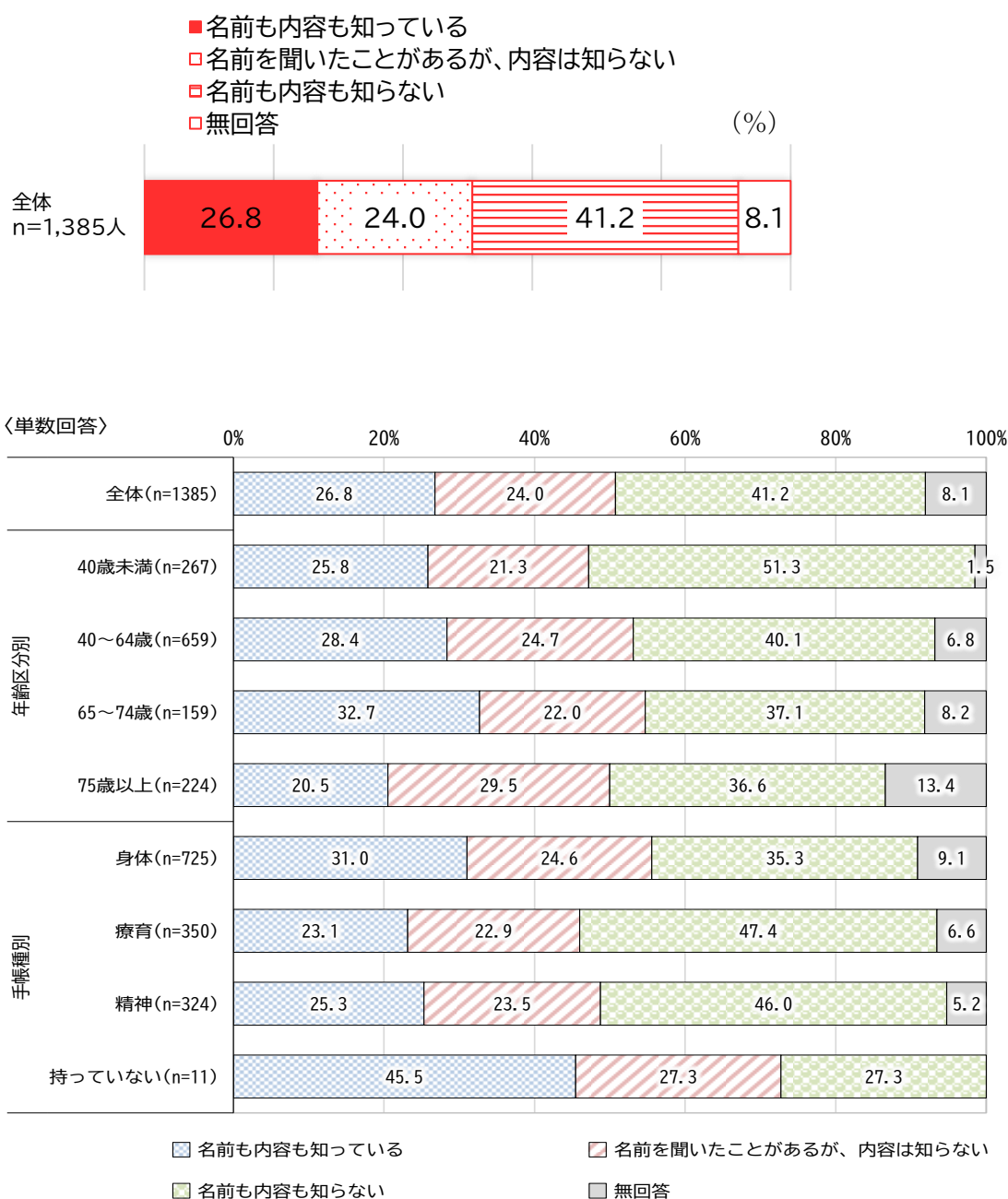
《調査項目》

① 成年後見制度の認知状況

『「成年後見制度」を知っているかどうか』の設問に対して、「名前も内容も知らない」が41.2%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」が26.8%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が24.0%となっています。

年齢別にみると、「40歳未満」では「名前も内容も知らない」が5割以上となっています。

障害者手帳所持者種別でみると、「療育手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「名前も内容も知らない」が5割近くとなっています。

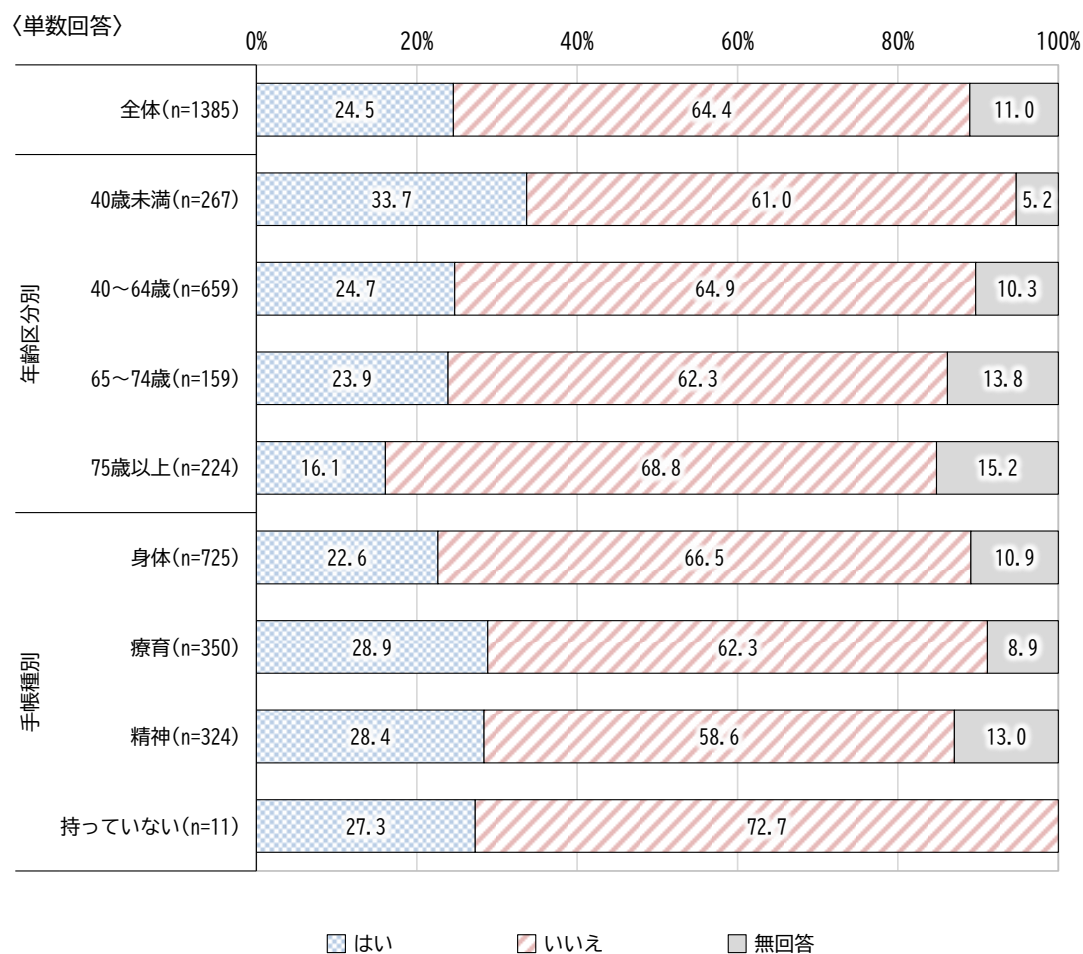


② 成年後見制度に関する興味関心

『成年後見制度に関する講義や研修等があれば学びたいかどうか』の設問に対して、「はい」が24.5%、「いいえ」が64.4%となっています。

年齢別にみると、「40歳未満」では、「はい」の割合が他の年齢層と比べて高くなっています。

障害者手帳所持者種別でみると、「療育手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「はい」が3割近くになっています。

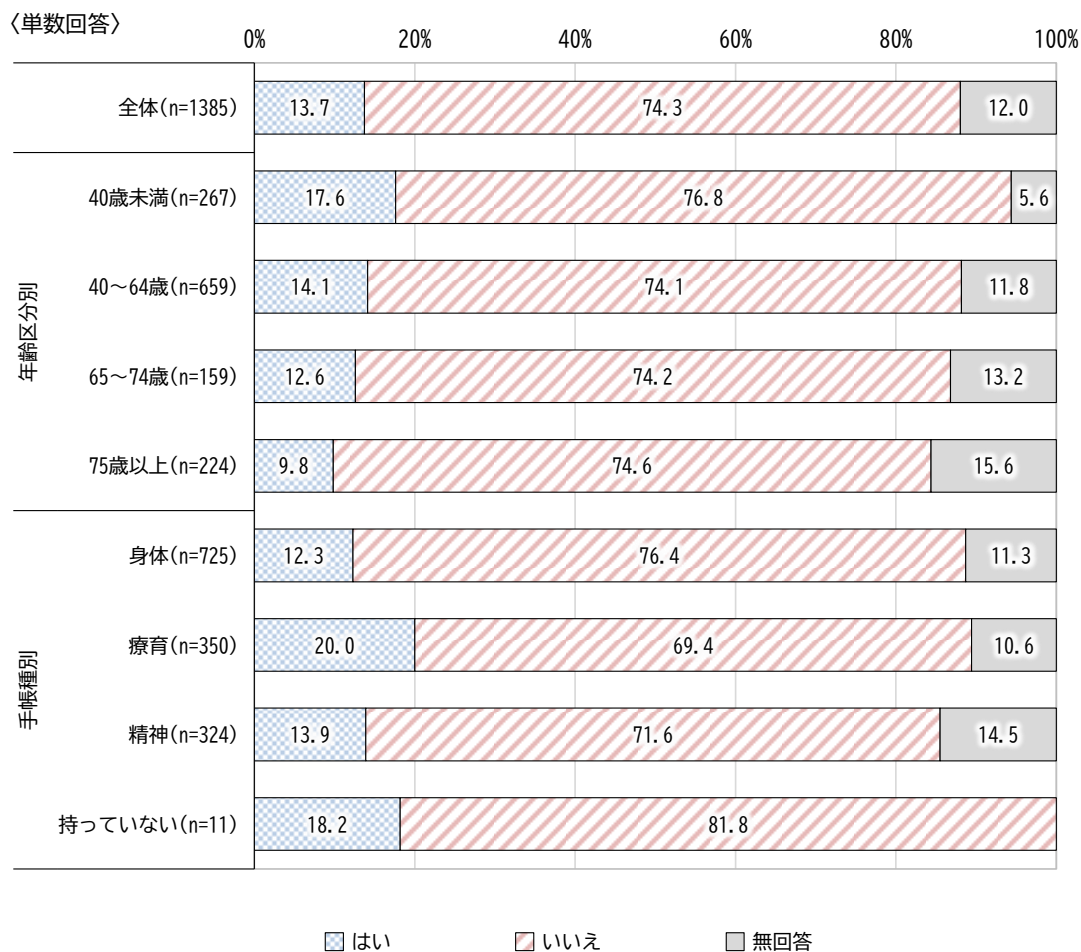


③ 成年後見制度の利用について

『成年後見制度の利用を考えているかどうか』の設問に対して、「はい」が13.7%、「いいえ」が74.3%となっています。

年齢別にみると、「40歳未満」では「はい」の割合が他の年齢層と比べて高く、年齢が上がるにつれて緩やかに減少しています。

障害者手帳所持者種別でみると、「療育手帳」では「はい」の割合が他の種別に比べて高く、2割となっています。



(3) 福祉及び医療の支援者、民生委員への調査結果

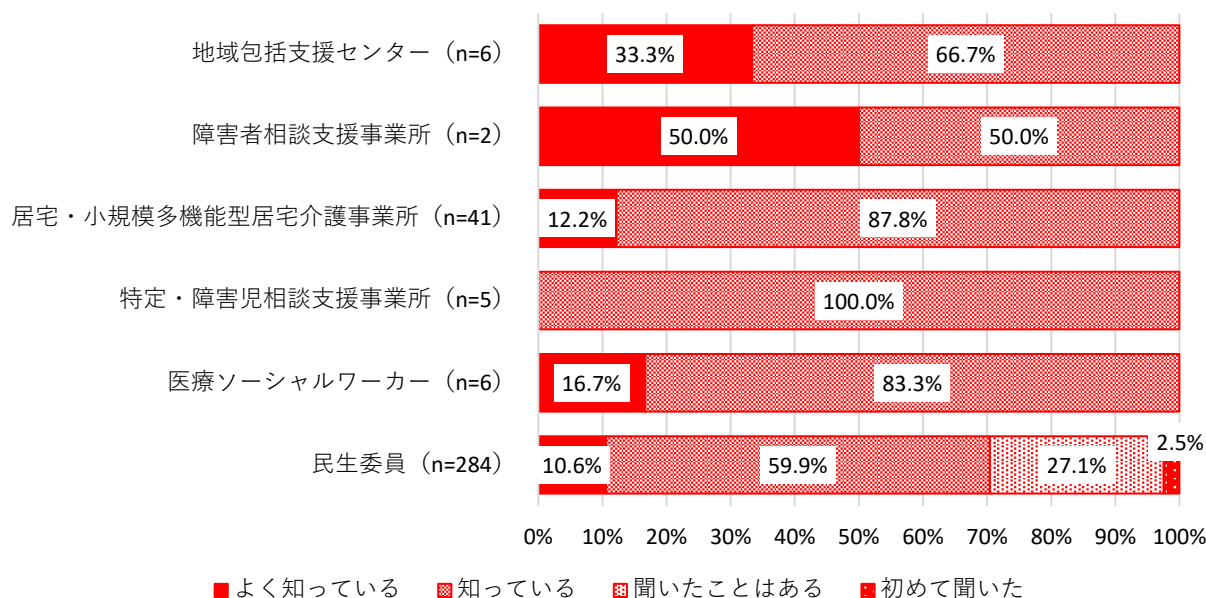
区 分	福祉及び医療の支援者、民生委員への調査
調査の目的	本市における高齢者及び障がいのある人を直接支援する福祉及び医療の支援者、民生委員を対象に、制度に関する状況調査を実施し、認知度や課題、ニーズ等を把握することにより、今後の制度に関する施策に生かすための基礎資料とすることを目的としています。

調査客体		対象	調査方法	調査期間	回収率
高齢	地域包括支援センター	6センター	メール送付・ オンライン回答	令和5年 8月10日～ 8月25日	100%
	居宅介護支援事業所・ 小規模多機能型居宅 介護事業所	58事業所			70%
障 が い	障害者相談支援事業所	2事業所			100%
	特定相談支援事業所・ 障害児相談支援事業所	8事業所			63%
地域医療連携室		11連携室	郵送送付・ オンライン回答		55%
民生委員		329人	直接配布・ 調査票回答	令和5年 8月7日～ 10月5日	86%

《調査項目》

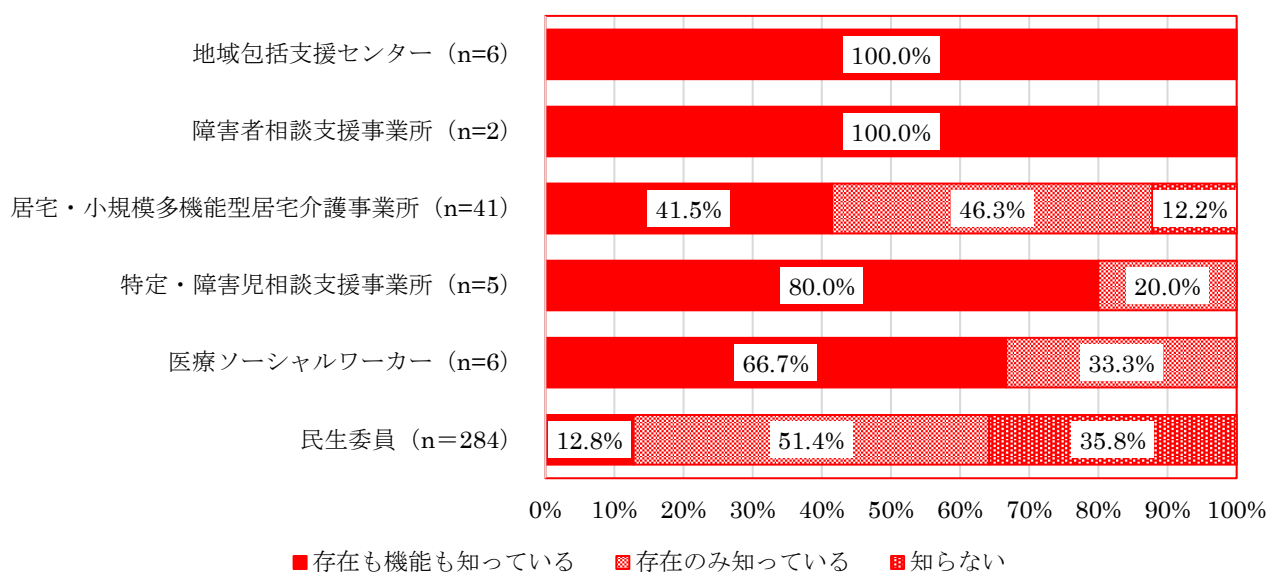
① 成年後見制度の認知状況

制度に関する認知度は、福祉及び医療の支援者では「知っている」「よく知っている」と回答したところが10割であり十分であるといえます。地域の身近な相談相手であり地域での見守りを行う民生委員における認知度も70.5%と比較的高くなっています。



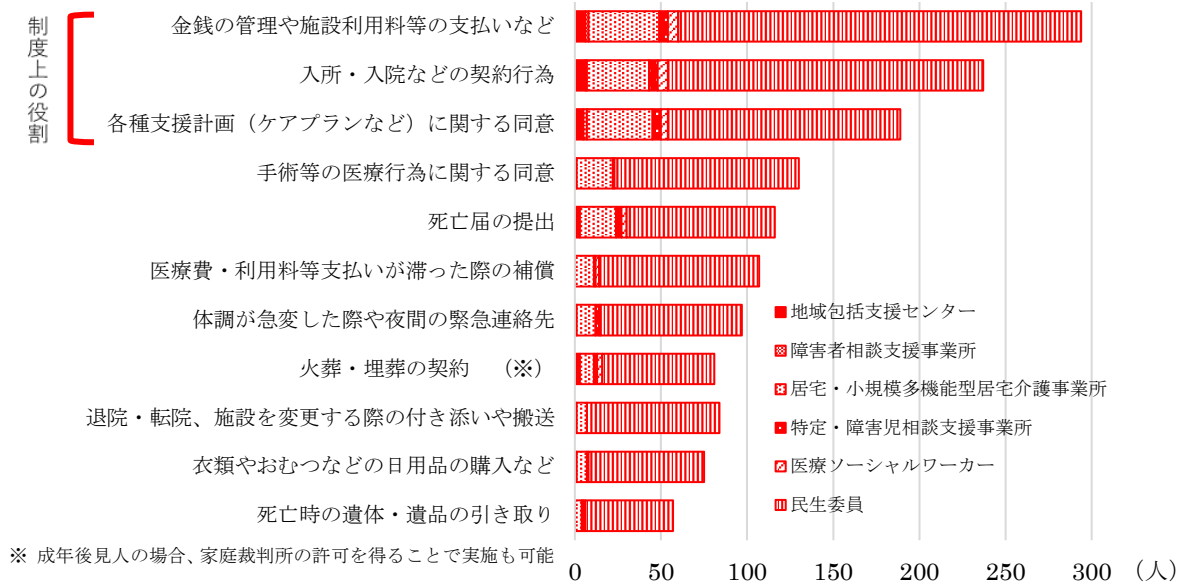
② 八代市成年後見支援センターに対する認知度

地域包括支援センターや障害者相談支援事業所におけるセンターの認知度は高いですが、特定・障害児相談支援事業所や医療ソーシャルワーカーについては、センターの具体的な機能までの理解が十分ではありません。また、居宅・小規模多機能型居宅介護事業所や民生委員については、センターの存在と併せて機能の認知度の向上が必要です。



③ 成年後見制度の役割に関する理解度

「金銭等の管理」や「入院・入所などの契約行為」、「各種支援計画への同意」といった制度上の役割について理解が進んでいます。一方で、制度上の役割を超えた支援を求める傾向にあります。



④ 成年後見制度に関する相談があった場合の対応状況（複数回答可）

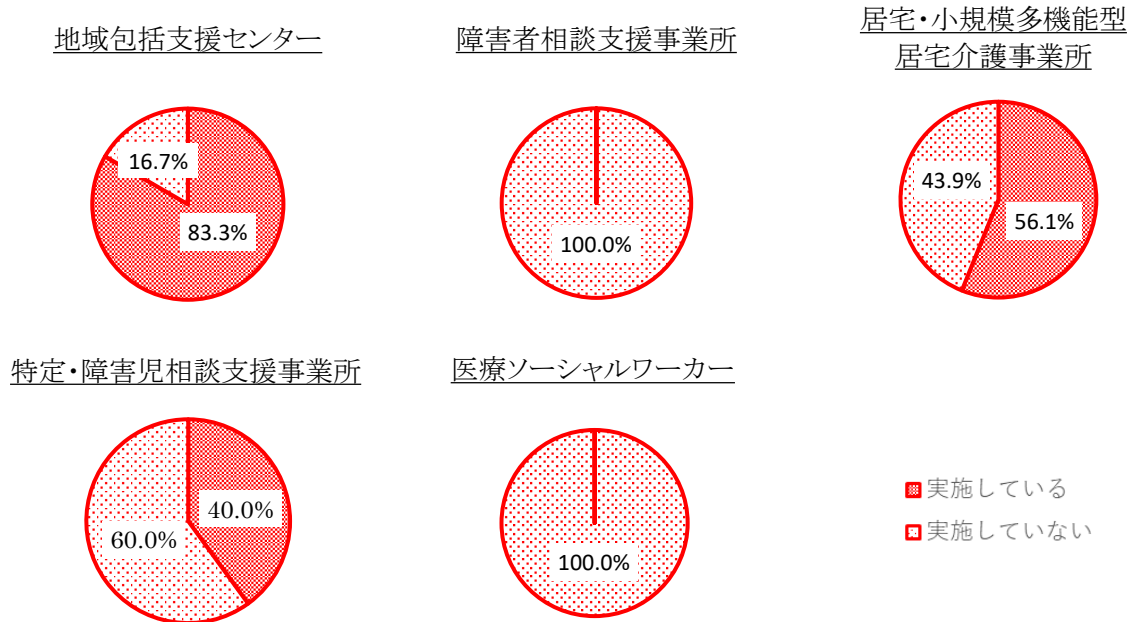
福祉及び医療の支援者は、自身で制度説明を行っている割合が高いです。次いで、センターを紹介又はつなげている支援者が多いことから、センターへのつながりが一定程度できていると言えます。

民生委員については、地域包括支援センターへつなげている割合が高いです。

<p><u>地域包括支援センター</u> (n=6)</p> <p>1 制度説明を行う (100%)</p> <p>2 センターにつなげる (83.3%)</p> <p>3 センターの紹介 (66.7%)</p>	<p><u>障害者相談支援事業所</u> (n=2)</p> <p>1 制度説明を行う (100%)</p> <p>1 センターの紹介 (100%)</p> <p>1 センターへつなげる (100%)</p>
<p><u>居宅・小規模多機能型居宅介護事業所</u> (n=41)</p> <p>1 地域包括支援センターへつなげる (80.5%)</p> <p>2 制度説明を行う (68.3%)</p> <p>3 センターの紹介 (53.7%)</p>	<p><u>特定・障害児相談支援事業所</u> (n=5)</p> <p>1 制度説明を行う (80.0%)</p> <p>2 センターへつなげる (80.0%)</p> <p>3 センターの紹介 (60.0%) 3 その他 (60.0%)</p>
<p><u>医療ソーシャルワーカー</u> (n=6)</p> <p>1 制度説明を行う (100%)</p> <p>2 センターの紹介 (50.0%)</p> <p>2 センターにつなげる (50.0%)</p>	<p><u>民生委員</u> (n=284)</p> <p>1 地域包括支援センターにつなげる (51.4%)</p> <p>2 センターへつなげる (39.8%)</p> <p>3 センターの紹介 (29.9%)</p>

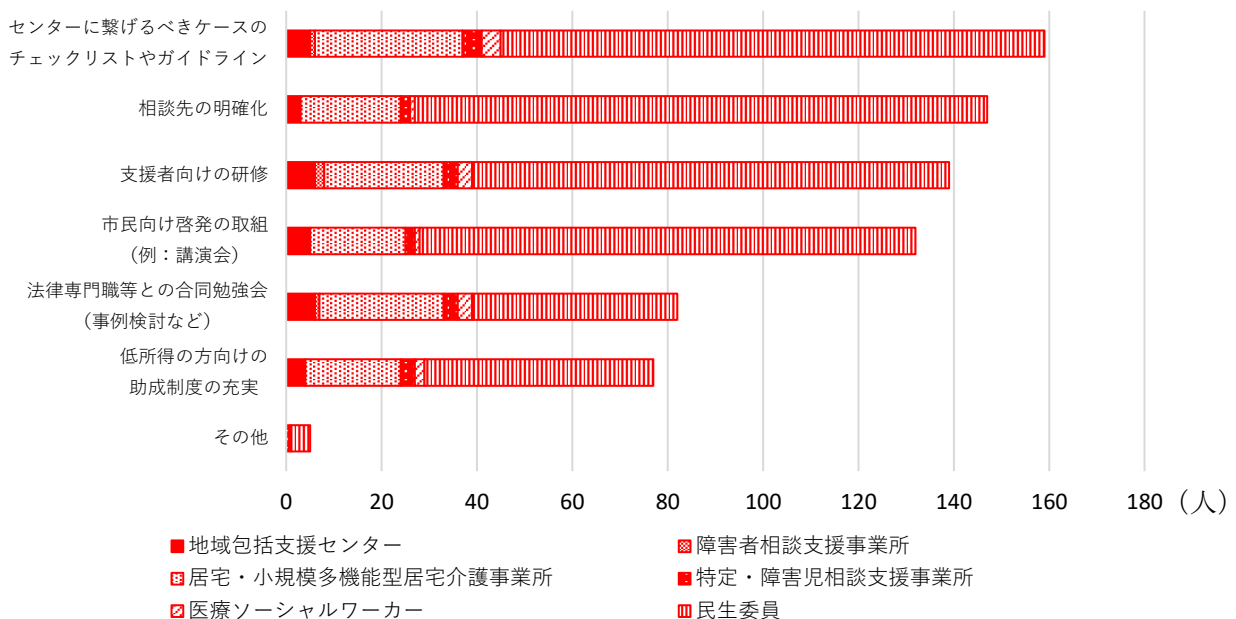
⑤ 成年後見制度に関する福祉及び医療の支援者の研修体制

高齢福祉分野の支援者においては、制度に関する研修や勉強会等を実施している割合が半数以上ですが、障がい福祉分野及び医療の支援者においては実施していない割合が高いです。また、調査によると、研修等を実施している支援者のうちその実施頻度は大半が年1～2回でした。



⑥ 成年後見制度に関して充実して欲しいこと

「センターにつなげるべきケースの目安の提示」や「支援者向けの研修」、「法律専門職等との合同勉強会」等の充実が求められています。その他の例としては、「書類や手続き面のハードルが下がれば、もっと活用しやすくなると思う」、「この制度自体が詳しくないのわからない」などといった意見が挙げられています。



(4) 専門職団体及び法人後見実施団体⁵への調査結果

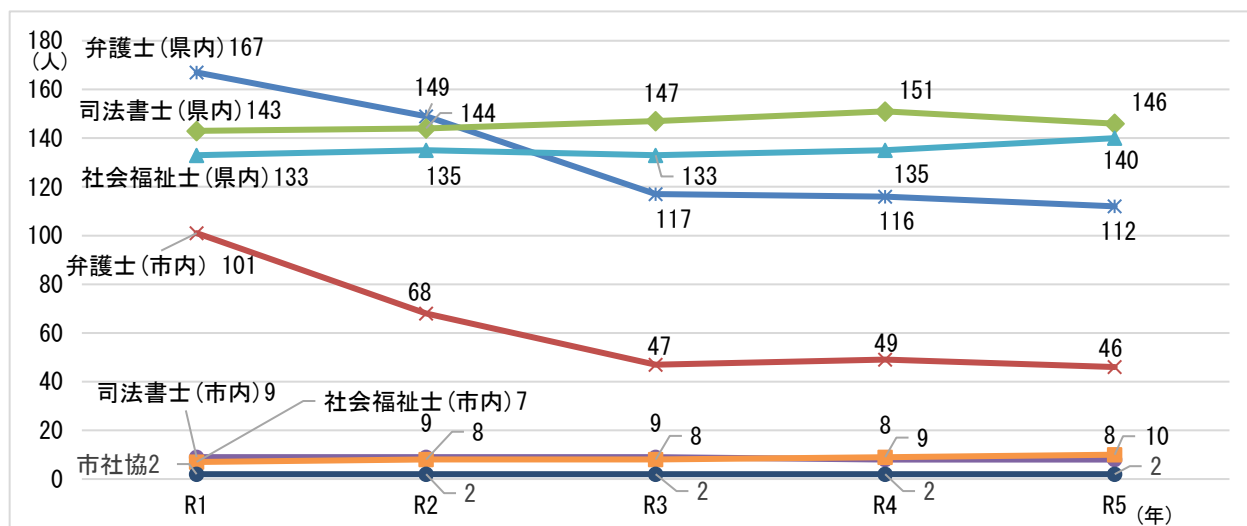
区 分	専門職団体及び法人後見実施団体への調査
調査の目的	本市に住所を有する高齢者及び障がいのある人に対し、成年後見等活動を行う専門職後見人や法人後見実施団体の状況調査をし、課題やニーズを把握することにより、今後の制度に関する施策に生かすための基礎資料とすることを目的としています。
調査対象団体	弁護士：熊本県弁護士会 司法書士：成年後見センター・リーガルサポート熊本支部 社会福祉士：熊本県社会福祉士会ばあととなあ熊本 法人後見：八代市社会福祉協議会
調査方法	メール及び郵送送付・オンライン回答
調査期間	令和5年9月21日～令和5年10月26日

《調査項目》

① 専門職後見人及び法人後見専門職員の人数の推移

熊本県内及び本市内に住所を有する制度利用者の支援を行う専門職後見人及び法人後見専門職員の人数は、近年横ばい傾向にあります。

◆専門職後見人及び法人後見専門職員の人数の推移



※八代市社会福祉協議会が担当するのは市内のみ。

(各年4月1日現在)

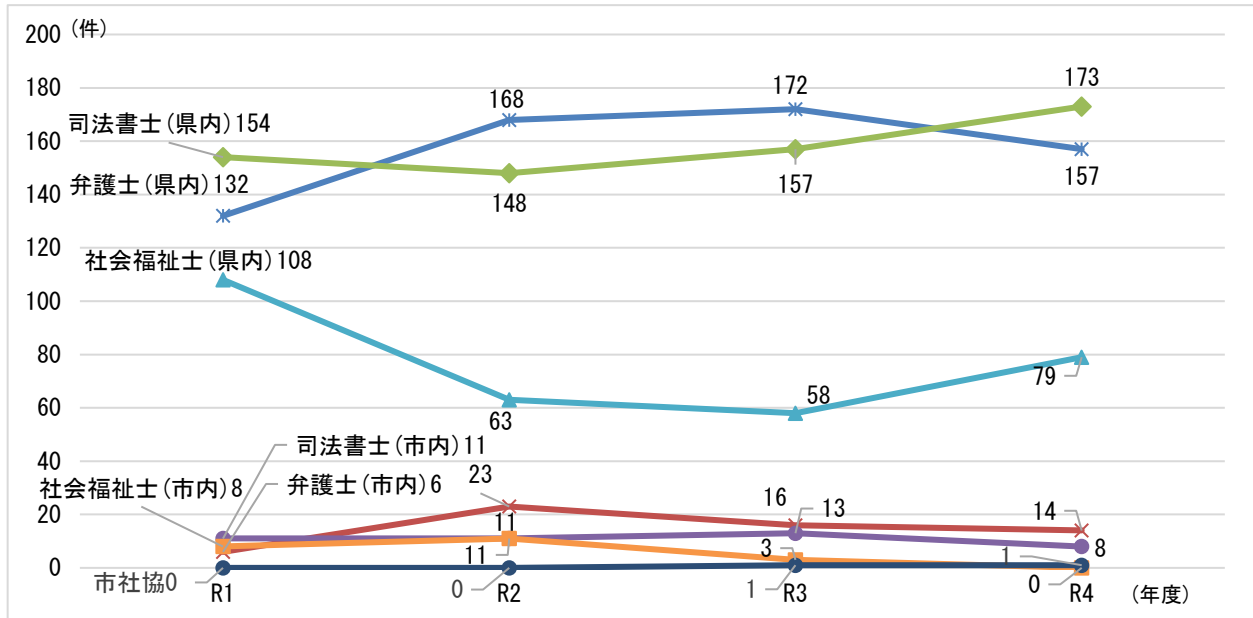
※熊本県弁護士会における「市内」の人数は、弁護士の住所や事務所住所の所在地に関わらず、熊本県家庭裁判所八代支部が選任する成年後見人等の候補者数。

⁵ 成年後見人等には、主に本人の配偶者や四親等以内の親族のほか、法律及び福祉の専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）や法人後見実施団体が選任される。

② 専門職団体及び法人後見実施団体の新規受任件数の推移

専門職団体における、熊本県内に住所を有する成年被後見人等の受任件数は、近年増加傾向に転じています。本市内に住所を有する成年被後見人の受任件数は横ばい傾向です。

◆新規受任件数の推移



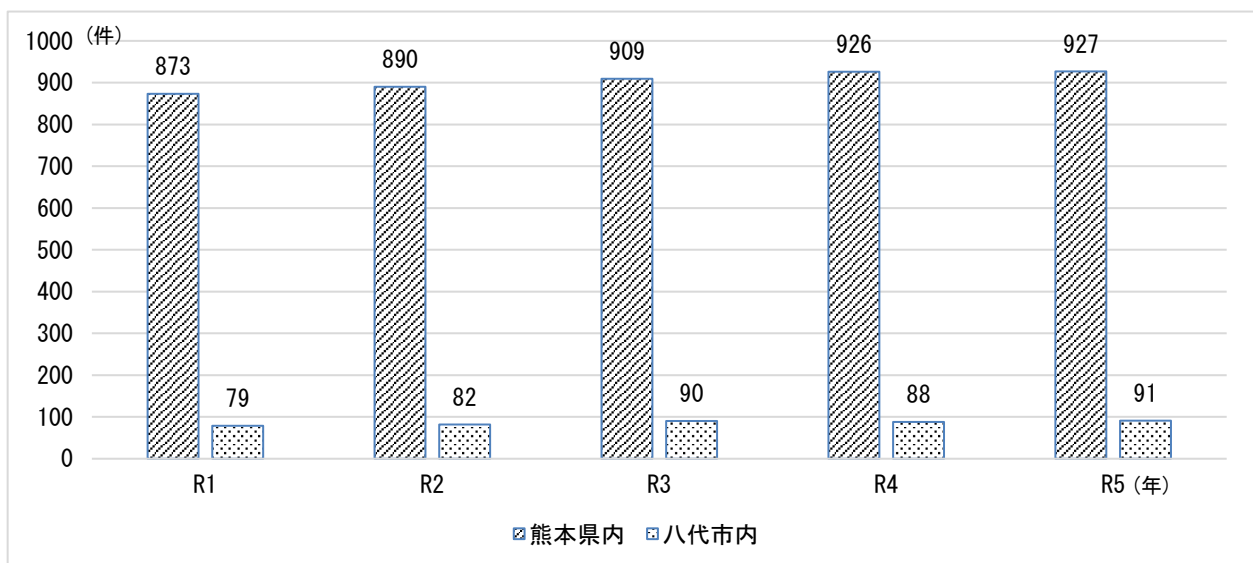
※八代市社会福祉協議会が担当するのは市内のみ。

③ 専門職団体の受任件数の推移

調査した専門職団体のうち、1 専門職団体の受任件数を記しています。

受任件数は、年々増加しています。成年後見人等の仕事は、利用者本人の病気等が回復し判断能力を取り戻したり、利用者本人が亡くなるまで続くため、受任件数は増加し続けていると考えられます。

◆受任件数の推移



(各年4月1日現在)

④ 家庭裁判所からの推薦依頼への対応状況

『家庭裁判所からの推薦依頼に対して、「推薦なし」と回答することがあるか』の設問に対して、専門職3団体のうち2団体が「あり」との回答でした。

「あり」と回答した理由としては、「一人あたりの平均受任件数が多い状況下であり、新規事件を受任する余力がほとんどない」等、専門性に応じた受任を求められる専門職後見人は、成年後見業務以外の業務も抱える中での新規受任が難しい場合があることがわかります。

第2章 第1期八代市成年後見制度利用促進計画の成果と課題

1. 第1期八代市成年後見制度利用促進計画の成果と課題

本市第1期計画では、制度の利用促進に向け、「制度の広報・啓発」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「担い手確保に向けた取組」という3つの基本目標に沿って、具体的な施策を展開してきました。その中でも特に、制度自体の広報・啓発や成年後見人等の担い手の確保など早急に取り組むべき「3つの重点施策」については積極的かつ着実に進めるとともに、6項目の指標を設定し、計画の進捗状況を把握してきました。

第1章における現状や調査結果をふまえた、本市第1期計画の成果と課題は次のとおりです。

基本目標1：成年後見制度の広報・啓発

(1) 広報機能の充実（重点施策）

《指標の達成状況》（令和5年度は見込み）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修・講演会の開催（市民向け） （実施件数）	目標値	4回	5回	6回
	実績	中止	1回	1回
啓発パンフレット等の配布 （作成部数）	目標値	5,000部	5,000部	5,000部
	実績	パンフレット820部 チラシ500部		800部

《成果と課題》（○：成果、●：課題）

- 市民向け講演会の開催や、市ホームページ・エフエムやつしろ等広報媒体を通じての広報、啓発パンフレットの配布等、市民へ広く制度が周知されるよう継続した取組を行いました。
- 制度の利用者数は増加傾向に転じており、また、市民アンケート結果では、「よく知っている」「知っている」人の割合がわずかに増加していることから、認知度は少しずつ高まっていると言えます。
- 市民アンケート結果では、制度について「聞いたことはある」「初めて聞いた」と答えた人は52.6%と、制度を詳しく知らない人の割合は未だに高く、制度自体が広く認知されていない状況は、本市第1期計画策定前から変わりありません。
- センターでの相談対応時、制度内容について本人や家族等に「難しい」「手続きが容易でない」「利用へのハードルが高い」と捉えられる現状があります。

(2) 関係機関の理解促進（重点施策）

≪指標の達成状況≫（令和5年度は見込み）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修会の開催（関係機関向け） （実施回数）	目標値	3回	4回	5回
	実績	8回	5回	12回

≪成果と課題≫（○：成果、●：課題）

- 出前講座や研修会を実施し、制度についての基礎や意思決定支援等について学ぶ機会を提供するなど、関係機関の理解促進を図る取組を行いました。
- 支援者等へのアンケート結果から、制度上の役割についての理解が進んでいることがわかります。
- 研修会等を実施し理解促進を図っているものの、研修会アンケートでは、「苦手意識がある」「基礎的な話からまた聞きたい」との回答があり、制度の内容が複雑と捉えられている現状が未だにあります。
- 支援者等へのアンケート結果では、制度上の役割を超えた支援を求める傾向にあり、更なる理解促進が必要です。

基本目標2：権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・整備

≪指標の達成状況≫（令和5年度は見込み）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
市協議会によるチーム及び中核 機関に対する助言（出席回数）	目標値	3回	4回	4回
	実績	4回	4回	4回

≪成果と課題≫（○：成果、●：課題）

- 地域連携ネットワークを構築するため、その中核となる機関としてセンターを開設し、加えて市協議会による助言・チェックを受けています。
- 制度の利用が必要な人は利用につなぎ、その他の制度（地域福祉権利擁護事業等）が必要な人はその利用につながるよう、地域連携ネットワークの構成員である医療・金融機関、民生委員等へ周知を行い、協力・連携に努めています。
- 現状では、制度をはじめとする権利擁護支援が必要と思われる人数に対する実際の利用人数は少なく、十分に利用されているとはいえません。地域連携ネットワーク構成員同士の横のつながりなど、権利擁護支援を必要とする人のための地域連携ネットワーク体制が十分でないと考えられます。

(4) 成年後見制度利用者のための相談体制の構築

《指標の達成状況》 指標の設定なし

《成果と課題》 (○：成果、●：課題)

- センターでは、市民及び医療・福祉関係機関からの制度に関する相談を受付けており、毎月一定数の相談があります。相談者は、親族が全体の半数で、次いで高齢者事業所からの相談が多い状況です。
- 市民アンケート結果では、制度利用に関する相談先として「市役所（成年後見支援センター）」と答えた人の割合が41%と増加しており、相談先としての市民認識が進んでいます。
- 研修会や周知活動を行っているものの、親族や本人からの相談が主であり、関係機関からセンターへの相談は少ない状況です。
- 支援者等へのアンケート結果では、センターの存在について認知度にばらつきがあり、また、センターの具体的な機能までの理解が十分ではありません。

(5) 本人に寄り添った成年後見人等の選任に向けた取組

《指標の達成状況》 指標の設定なし

《成果と課題》 (○：成果、●：課題)

- 市長申立て事案において、本人及び申立て以前から関わってきた支援者等から本人の意向を確認し、必要な支援内容等の把握に努めるとともに、適任と考えられる専門職種について検討し、家庭裁判所へ伝えることで、本人ニーズに合った成年後見人等の選任となるよう取組を行っています。
- 未だ、具体的な候補者や選任形態の検討、マッチングの実施までは至っていません。

(6) 成年後見等開始後の成年後見人等に対する相談体制の構築

《指標の達成状況》 指標の設定なし

《成果と課題》 (○：成果、●：課題)

- 市長申立て事案において、成年後見人等の選任後、チームによる支援が円滑となるように、これまで本人と関わってきた支援者との情報共有のための会議を開催しています。
- 親族申立て事案において、成年後見人等が作成した報告書への助言を行っています。
- 成年後見人等による支援開始後、成年後見人等からの相談を受け付けており、本人の意思を尊重した対応を一緒に考えています。
- センターで受け付けている相談のうち、成年後見人等による支援開始後の相談件数割合が少ない状況です。

基本目標 3 : 担い手確保に向けた取組

(7) 成年後見人等の確保 (重点施策)

≪指標の達成状況≫ (令和5年度は見込み)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
市社協の法人後見への支援 (受任案件数)	目標値	3件	5件	8件
	実績	3件	3件	6件
法人後見の育成・支援 (法人後見実数)	目標値	1法人	2法人	2法人
	実績	1法人	1法人	1法人

≪成果と課題≫ (○: 成果、●: 課題)

- 令和4年度に市民後見人養成研修(基礎研修)を実施し、市民16人が修了されました。
- 支援の継続性が重要との考えから、地域福祉権利擁護事業から制度に移行する利用者の状況に応じて、引き続き市社協が支援することが望ましいと判断される場合には、その旨を家庭裁判所に伝えるなど、市社協への支援を行っています。
- 新たな法人後見実施団体育成のため、制度の周知や意向調査等を進めています。
- 新たな担い手確保に向けた取組を行っているものの、未だ、市民後見人や新たな法人後見実施団体の誕生には至っていません。

(8) 成年後見制度利用支援事業の充実

≪指標の達成状況≫ 指標の設定なし

≪成果と課題≫ (○: 成果、●: 課題)

- 令和4年4月に「八代市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を改正し、報酬助成対象者を拡充しました。
- 改正後、実際に本人・親族等の申立てを契機とする報酬助成申請もあっており、報酬助成件数及び助成額は増加しています。
- 成年後見人等の負担軽減を図るため、令和5年9月から、成年後見に係る本市関係各課における通知送付先一括変更受付を開始しました。

2. 今後取り組むべき課題と対応策

本市第1期計画の指標6項目のうち、最終年度の令和5年度末において達成した指標は2項目となりました。その他の指標についても目標値に近づくため、着実な取組を実施し、一定の成果が表れています。

しかし、本市の制度に関する現状及び調査結果（第1章）に記載したように、本市は、人口減少や少子高齢化、核家族化が進行する中で、認知症や知的障がい・精神障がいのある人は年々増加傾向にあり、今後は成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大すると見込まれ、こうした状況に適切に対応する必要があります。

本市の制度に関する現状及び本市第1期計画における課題をふまえると、今後取り組むべき課題は次のように整理されます。

《本市における成年後見制度に関する現状》

- ・人口減少と少子高齢化の進行
- ・高齢者単身世帯数等の増加
- ・認知症の人や療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の増加
- ・地域社会から孤立する人や、身寄りがいないことで生活困難を抱える人の問題が顕在化
- ・制度の利用者は191人（令和5年6月末現在）にとどまっている
- ・国が第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定（地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進が必要である旨を記載）

《今後取り組むべき課題と対応策》

●課題1

成年後見制度が未だ正しく
広く認知されていない

⇒ ・普及・啓発活動の継続や強化が必要

●課題2

センター機能の更なる
周知と役割の明確化

⇒ ・センター機能の認知度や、関係機関・成年後見人等からの相談が少ない原因を確認し、周知方法の改善が必要

●課題3

成年後見制度に関する
支援体制の強化

⇒ ・地域連携ネットワークの更なる推進のため、センターを中心とした地域連携ネットワークの機能強化が必要

●課題4

成年後見人等の担い手の
支援・育成の継続

⇒ ・現存の成年後見人等への支援の継続が必要
・市民後見人や法人後見実施団体など、新たな担い手の育成のための取組継続が必要

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

— 基本理念 — 一人ひとりが尊重され、誰もが安心して暮らせるまち やつしろ

本計画の上位計画である第2次八代市総合計画では、まちづくりを進めていくにあたって目標とする本市の将来像を「しあわせあふれる ひと・もの 交流拠点都市 やつしろ」と掲げ、市民一人ひとりの人権が守られ、全ての人が社会に参加できる環境のもと、子どもから高齢者まで、健康で安心して生活することができる“誰もがいきいきと暮らせるまち”を基本目標のひとつとした取組を推進しています。

本市第1期計画では、第2次八代市総合計画との整合性を図り、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分であったとしても、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人らしい日常生活を営むことができるよう、制度の利用体制を整備し、対応を強化していくことを目指し、その理念を『一人ひとりが尊重され、誰もが安心して暮らせるまち やつしろ』としました。

その後、令和4年には国第二期計画が策定され、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進を目的とした取組が全国的に進められています。

このことを受け、本市第2期計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など、これまで築き上げてきた成年後見制度利用促進の取組を更に推進するとともに、地域共生社会の実現を目指すうえで、本市第1期計画の基本理念を引き継ぐこととしました。

<持続可能な開発目標(SDGs)との関連性>

本計画は、SDGsの次の目標に結びついていると考えます。



～各取組を進める中で目指す本市の姿～

全ての人々が安心して暮らすために、日常的に見守り・つながり・支えあいながら、必要に応じて制度を適切に利用することにより、必要な福祉や司法につながることを目指します。

人々が連携し権利擁護が図られることで、障がいや経済状態などに関わらず、全ての人々がいつまでも社会の一員であり続けることができ、社会とつながり、住み続けることのできるまちを目指します。

2. 基本目標

本市第2期計画では、基本理念の実現に向けて、国第二期計画をふまえ、次の3つの基本目標を設定します。

【基本目標1 成年後見制度の理解促進】

本市における制度の利用状況をみると、利用者数は近年少しずつ増加していますが、制度の対象者となりうる認知症高齢者及び療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、高齢者を含む核家族世帯も増加しています。

市民アンケートの結果では、制度について、高齢者の52.6%が、「聞いたことはある」「初めて聞いた」、障害者手帳所持者の65.2%が、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」「名前も内容も知らない」と答えるなど、それぞれの調査において詳しく知らない人が半数以上であり、未だ広く認知されていない状況です。

さらに、制度に関する支援者の理解度をみると、その役割について理解が進んでいるものの、多くの支援者が、制度上の役割を超えた支援を求める傾向にあり、更なる理解促進が必要です。

今後も制度の必要性の高まりが想定される本市において、必要な人に制度が行き届くためには、市民と支援者の両者に広く認知され、正しく理解される必要があることから、そのための取組を強化・推進します。

【基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化】

国第二期計画では、「成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、“尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備”を目指すものでなければならない」と明記されています。

制度を含む“権利擁護支援”を必要としている人は、判断能力の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなっても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づかない場合があります。本人らしい生活を継続できるよう、地域社会がこうした状況に気づき、権利擁護支援の一つとして、制度の利用が必要な人は利用につなぎ、その他の制度やサービスが必要な人はその利用につなぐことが重要です。

このことから、本市においても、地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみとして存在する「地域連携ネットワーク」の更なる周知とその機能強化に取り組みます。

また、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関として存在するセンターについては、支援者の認知度にばらつきがあり、その具体的な機能まで理解が十分でない現状があることから、センター機能周知の取組も併せて行います。

【基本目標3 担い手確保に向けた取組の継続】

判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な成年後見人等を選任できるようにするためには、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職との連携を深めるとともに、多様な主体が後見事務等の担い手として存在する必要があります。

本市では、認知症高齢者の増加や、権利擁護支援のニーズが顕在化していることから、成年後見人等の担い手の確保・育成の重要性が増している状況です。

本市第1期計画期間の中で、新たな担い手の確保に向けて、市民後見人養成研修や法人後見実施団体育成に向けた制度の周知・意向調査等を実施してきましたが、新たな担い手の誕生までには至っていないことから、今後も担い手確保のための取組を継続します。

あわせて、既に法人後見を実施している市社協との連携・支援を継続するとともに、制度を必要とする人が制度につながり、安心して暮らし続けることができるよう、「成年後見制度利用支援事業⁶」の適切な実施に努めます。

⁶ 成年後見制度を利用することが有用であると認められる認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で、制度の利用に要する費用について補助を受けなければ制度の利用が困難であると認められるものに対し、制度の申立てに要する経費及び成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業。

3. 主要施策

本計画では、3つの基本目標の達成に向けて、下記の8つの主要施策を展開します。

■基本目標と主要施策の体系

38 ページ 課題	基本目標	主要施策
●課題1 成年後見制度が未だ 正しく広く認知されて いない	1. 成年後見制度の 理解促進	1 成年後見制度の 広報・啓発 (重点施策)
		2 八代市成年後見支援センター 機能の更なる周知
●課題2 センター機能の更なる 周知と役割の明確化	2. 権利擁護支援の 地域連携ネット ワークの機能強化	3 権利擁護支援の地域連携 ネットワークの役割の明確化と 連携体制強化 (重点施策)
		4 権利擁護の相談支援の周知・強化
●課題3 成年後見制度に関する 支援体制の強化		5 権利擁護支援チームの形成支援
		6 権利擁護支援チームへの 支援の充実
●課題4 成年後見人等の担い手 の支援・育成の継続	3. 担い手確保に向け た取組の継続	7 成年後見人等の確保 (重点施策)
		8 成年後見制度利用支援事業の推進

第4章 施策の展開

第4章の構成・見方

(目指す姿)
 主要施策ごとに、取組を進めて3年後に実現を目指す状態を掲げています。

基本目標 1 成年後見制度の理解促進

<主要施策 1> 成年後見制度の広報・啓発（重点施策）

(目指す姿)

- ・多くの市民が制度を知っている。
- ・支援者が制度や権利擁護支援の必要性等について、継続的に学ぶことのできる環境が整い、正しく理解している。

(具体的取組)

① 市民向け広報・啓発活動の継続

広報媒体（市ホームページ、広報やつしろ、エッセイ、市民のみなさんへ、市民のみなさんへ）
 演会・研修会等により、制度に関する周知・啓発活動を継続します。

また、本人や家族等に向けた理解しやすい周知・啓発の取組を実施します。



市民向け講演会、研修会、出前講座等の開催回数				
計画	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	6回	7回	8回	9回

(具体的取組)
 「目指す姿」を達成するための具体的な取組と、目安となる目標値を記載しています。

② 関係機関職員向け研修会等の実施

福祉・医療関係機関職員、市職員等を対象として、成年後見制度の活用が有効な事案の紹介や事例の紹介等を実施し、関係機関職員の理解促進に努めます。

関係機関向け
計画
回数

(評価指標)
 「目指す姿」にどの程度近づいているかを確認するための指標名、現状値（令和4年度）、計画最終年に向けて目指す方向を示しています。現状値を把握していない指標は「-」とし、今後把握していきます。目指す方向の「」は上昇、「」は維持を意味します。指標を設定していない項目もあります。

(評価指標)

指標名	R4 現状値	目指す方向
【市民】 成年後見制度の認知度（介護予防・日常生活圏ニーズ調査より）	41.3%	
【市民】	96.9%	

基本目標 1 成年後見制度の理解促進

<主要施策 1> 成年後見制度の広報・啓発（重点施策）

（目指す姿）

- ・多くの市民が制度を知っている。
- ・支援者が制度や権利擁護支援の必要性等について、継続的に学ぶことのできる環境が整い、正しく理解している。

（具体的取組）

①市民向け広報・啓発活動の継続

広報媒体（市ホームページ、広報やつしろ、エフエムやつしろ、パンフレット等）や講演会・研修会等により、制度に関する周知・啓発活動を継続します。

また、本人や家族等に向けた理解しやすい周知・啓発の取組を実施します。




市民向け講演会、研修会、出前講座等の開催回数				
計画	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	6回	7回	8回	9回

②関係機関職員向け研修会等の実施

福祉・医療関係機関職員、市政協力員、民生委員、ふれあい委員、金融機関職員、教育機関職員、市職員等を対象とした研修会や出前講座を開催し、制度利用の効果や留意点、制度の活用が有効な事案の共有等、制度について学ぶことのできる機会を設け、各者の理解促進に努めます。

関係機関向け研修会、出前講座等の開催回数				
計画	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	7回	8回	9回	10回

（評価指標）

指標名	R4 現状値	目指す方向
【市民】 成年後見制度の認知度（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より）	41.3%	
【市民】 成年後見制度の認知度（障がい者計画策定に関するアンケートより）	26.8%	
【福祉及び医療機関の職員、民生委員】 成年後見制度の認知度	75.6%	

<主要施策2> 八代市成年後見支援センター機能の更なる周知

(目指す姿)

- ・センターの存在と機能について知っている支援者が増えている。

(具体的取組)

①八代市成年後見支援センター機能の周知（講演会等を活用）

センターが中心となって担うべき機能について、チラシの作成・配布や、関係機関職員向け研修会等の中で周知を行い、支援者の理解を促進します。

(評価指標)

指標名	R4 現状値	目指す方向
【福祉及び医療機関の職員、民生委員】 八代市成年後見支援センターの機能の認知度	20.1%	

『国第二期計画における地域連携ネットワークの機能』

国第一期計画では、地域連携ネットワークや中核機関が担うべき4機能として、「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」がありました。

国第二期計画では、これまでの4つの機能が、「①本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能（支援機能）」と「②その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組」に大別して整理されています。支援機能は、中核機関だけで担うものではなく、中核機関が関係機関・団体をコーディネートし、連携・協働して実施するものとされています。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能を強化するための視点・取組		
		① 「支援」機能	② 「機能強化のためのしくみづくり」	③ 「後見人支援機能」
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	相談機能 成年後見制度利用促進機能 (関連制度からのスムーズな移行)	共通理解の促進 a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透(広報を含む) b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透(相談窓口の広報を含む)	イ 多様な主体の参画・活躍 成年後見制度利用促進機能 (担い手の育成・活動の促進)
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能 成年後見制度利用促進機能 (受任者調整)	a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 成年後見制度利用促進機能 (受任者調整)	ウ 機能強化のためのしくみづくり a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能 後見人支援機能	a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 後見人支援機能	後見人支援機能 成年後見制度利用促進機能 (担い手の育成・活動の促進)

資料：「成年後見制度利用促進 ニュースレター 第31号（令和4年3月25日厚生労働省）」

基本目標 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化

＜主要施策 3＞ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割の明確化と連携体制強化（重点施策）

（目指す姿）

- ・市民が地域連携ネットワークの存在と役割を知っている。
- ・地域連携ネットワークの構成員となる者が自身の役割を理解している。
- ・支援を必要とする人の“発見”から適切な権利擁護支援に“つながる”体制が整っていると同時に、支援者が相談初期の段階から関係機関間の連携の重要性を認識し、役割分担ができています。

（具体的取組）

①権利擁護支援及び地域連携ネットワークについての理解の浸透（研修会等を活用）

研修会等を活用し、支援者に対して、声を上げることができない支援を必要とする人を発見し支援につなげることの重要性等を周知・啓発します。

あわせて、地域連携ネットワークの存在について周知し、その役割⁷や構成員となる関係機関間の連携の重要性について理解を浸透させます。

②多機関⁸合同事例検討会の実施


地域連携ネットワーク構成員となりうる支援者の“権利擁護支援の必要性に気づく力”を養うことや、センターとの連携体制強化を目的として、合同事例検討会を実施します。

多機関合同事例検討会の実施回数				
計画	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回数	—	1	2	3

③関係機関との定例意見交換会の実施

家庭裁判所や県、関係機関との情報共有のための意見交換会を定期的に行います。

（評価指標）

指標名	R4 現状値	目指す方向
【福祉及び医療機関の職員、民生委員】 権利擁護支援の地域連携ネットワークの存在と役割の理解度	—	

⁷ 地域連携ネットワークには、「本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能」と「機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組」の大きく2つの役割がある。6ページ参照。

⁸ 地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所、居宅介護支援事業所、特定・障害児相談支援事業所、地域医療連携室、金融機関、市民生委員・児童委員協議会、市社協、八代市、専門職等を想定している。

<主要施策 4> 権利擁護の相談支援の周知・強化

(目指す姿)

- ・権利擁護支援や制度に関する相談先が明確で、市民や支援者に認知されている。
- ・支援者が対応している案件において、権利擁護支援の必要性の有無に気づき、センター又は一次相談窓口⁹につなぐことができている。
- ・制度の利用が必要な人は利用につなぎ、その他の制度やサービスが必要な人はその利用につなぐことができている。

(具体的取組)

①権利擁護支援に関する相談窓口の広報（チラシ及びパンフレットの配布等）

権利擁護支援や制度の利用に関する地域の相談窓口として存在するセンター及び一次相談窓口について、市民や支援者にその存在を周知し、浸透させます。

パンフレット等の配布部数				
計画	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
部数	800部	1000部	1000部	1000部



②センターにつなげる「目安」の作成

支援者が、権利擁護支援の必要がある方を、適切にセンターにつなげることができるよう、判断の基準となる「目安」等を作成します。

③権利擁護支援ニーズの精査と必要な支援へのつなぎ

必要に応じて、センターや市協議会専門職がケース会議に参加し、本人の意思及び意思決定支援の必要性や権利侵害からの回復支援の必要性等、権利擁護支援ニーズを精査します。制度の必要性が確認できた場合は適切な利用につなぎ、確認できない場合も、本人の権利擁護支援ニーズに応じて、必要な見守りや制度以外の支援へつなぎます。

(評価指標)

指標名	R4 現状値	目指す方向
【センター（市）】 権利擁護支援や成年後見制度に関する相談対応件数	68件	
【地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所】 権利擁護支援や成年後見制度に関する相談対応件数	570件	

⁹ 本市における一次相談窓口は、八代市地域包括支援センター、八代圏域障がい者基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所、八代市社会福祉協議会のことをいう。

＜主要施策5＞ 権利擁護支援チームの形成支援

（目指す姿）

- ・専門職等と連携し、本人の意向を反映した権利擁護支援の方針を検討している。
- ・支援方針に基づき、制度の申立て支援や成年後見人等の選任に向けた取組を適切に行い、本人を支える権利擁護支援のチーム体制を形づくることができている。

（具体的取組）

①権利擁護支援方針の検討（市協議会を活用）

相談を通じて得られた情報を基に、対応すべき課題を整理し、意思決定支援の視点と本人保護等の権利侵害の回復支援の視点から、制度の利用を開始することが適切か、他の支援が適切かの確認など、支援方針の検討を行います。

法律・福祉の専門的知識が必要な場合には、権利擁護支援チーム又はセンターから市協議会へ助言を求め、適切な支援の実施につなげます。

市協議会による権利擁護支援チーム及びセンターに対する助言件数				
計画	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実件数	4	5	5	5

②適切な申立ての支援

本人の申立てに対する意向を確認した上で、本人の状態や親族との関係性等を踏まえ、適切な申立人の検討と調整を行います。

また、本人又は親族申立てを行う場合にあっては、関係書類一式を提供するとともに、必要に応じて書類作成の支援等を実施します。

③適切な成年後見人等の選任に向けた取組

市長申立て事案においては、支援方針を基に、本人及び申立て以前から本人と関わってきた支援者等から以下の項目を確認し、家庭裁判所と情報の共有を行うことで、適切な成年後見人等の選任につなげます。

- ・本人の意向
- ・対応すべき課題
- ・成年後見人等に求められる役割
- ・想定される類型、必要な同意・代理行為
- ・収支や財産状況
- ・成年後見制度利用支援事業の対象可否
- ・課題解決後の成年後見人等の交代の方向性 等

（評価指標）

設定なし。

<主要施策 6> 権利擁護支援チームへの支援の充実

(目指す姿)

- ・ 成年後見等開始後、成年後見人等を含めた権利擁護支援チームのメンバーがそれぞれに役割分担を行い、課題解決に向けて適切な支援を行うことができている。
- ・ 成年後見人等が日常的に相談できる体制が維持され、本人と成年後見人等の両方を支えることができている。

(具体的取組)

①権利擁護支援チーム開始時の支援

市長申立て事案において、成年後見人等の選任後、チーム関係者を集めたケース会議を開催し、申立て前に想定していた方針の共有や役割分担の確認を行います。

また、必要に応じて、チームの中で、支援の実施状況や課題の解決状況等を確認する時期（モニタリング時期）について、支援開始時点であらかじめ定め、センターや専門職等のバックアップが必要になる場面や期間を確認します。

②成年後見人等や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応

親族後見人を含む成年後見人等やチームの関係者が、日常的に相談できる体制を整備・周知し、本人と成年後見人等の両方を支える体制を維持します。



また、必要に応じて、家庭裁判所へ提出する報告書作成等の助言や指導、課題解決後の成年後見人等の交代や類型・権限変更等の相談にも対応します。

成年後見人等や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応件数				
計画	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実件数	5	10	15	20

③家庭裁判所と成年後見支援センターとの連絡体制の構築

成年後見人等の類型変更や交代を検討すべき場合、又は地域連携ネットワークの関係者が成年後見人等の不正を疑う場合等において、家庭裁判所とセンターが適時・適切に連絡できる体制を整えます。

(評価指標)

指標名	R4 現状値	目指す方向
【センター（市）】 市長申立て事案におけるケース会議の開催割合	100%	
【センター（市）】 八代市成年後見支援センターで申立て支援をした案件（市長申立て含む）のうち、成年後見人等選任後にモニタリングを実施した件数	-	

基本目標3 担い手確保に向けた取組の継続

<主要施策7> 成年後見人等の確保（重点施策）

（目指す姿）

- ・地域共生社会の実現に向けて、市民後見人の育成及び支援が行われている。
- ・市社協が実施する法人後見活動への支援が十分に行われている。
- ・社会福祉法人等、地域の様々な主体が参画し、市全体で権利擁護の取組を実施できる体制づくりが推進されている。

（具体的取組）

①市民後見人の育成・支援

地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点から、市民後見人養成研修（基礎研修、フォローアップ研修）の実施を継続します。

また、研修修了者が市民後見人としてだけでなく、法人後見支援員や本人の意思決定支援等の幅広い場面で活躍できるようにするための取組を検討します。

市民後見人養成研修修了者数				
計画	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
累積人数（基礎）	(16)	25	(25)	35
累積人数（フォロー）	13	(13)	23	(23)

②市社協が実施する法人後見活動への支援

地域福祉権利擁護事業¹⁰利用者について、状況に応じた制度へのスムーズな移行のために、市社協とセンターとの情報共有を図ります。


制度利用後も継続して市社協が支援することが望ましいと判断される場合には、市社協を法人後見として受任者調整を行うとともに、成年後見等活動の支援を行います。

八代市社会福祉協議会の法人後見受任件数				
計画	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実件数	5	6	7	8

③法人後見実施団体育成の取組

法人後見を受任している市社協以外に、法人後見を受任する法人（社会福祉法人、NPO法人等）の参画を図るため、制度の周知や意見交換会等の取組を行います。

（評価指標）

指標名	R4 現状値	目指す方向
【センター（市）】市民後見人バンク登録者数	—	

¹⁰ 注釈3参照

＜主要施策 8＞ 成年後見制度利用支援事業の推進

（目指す姿）

- ・低所得者においても、制度を利用しやすい環境となっている。
- ・身寄りがない場合や家族に頼ることができない場合において、制度の必要が認められる者に対し、適切に市長申立てが実施されている。

（具体的取組）

①成年後見制度利用支援事業の周知

市長申立ての他、申立てに要する費用の負担や成年被後見人等に対する報酬の助成等、成年後見制度利用支援事業として実施する支援内容について、市民や支援者、専門職に対する周知を進めます。


また、今後も必要に応じて事業内容の見直しを行います。

②市長申立ての実施

制度の利用が必要であるにもかかわらず、身寄りがない場合や親族に頼ることができない場合は、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、市長申立てを実施します。

本人や支援者が活用できるよう、申立て手順や必要な準備物、申立て費用や報酬助成等、活用できる利用支援事業内容等が記載された市長申立てに関するリーフレット等を作成し、周知します。

（評価指標）

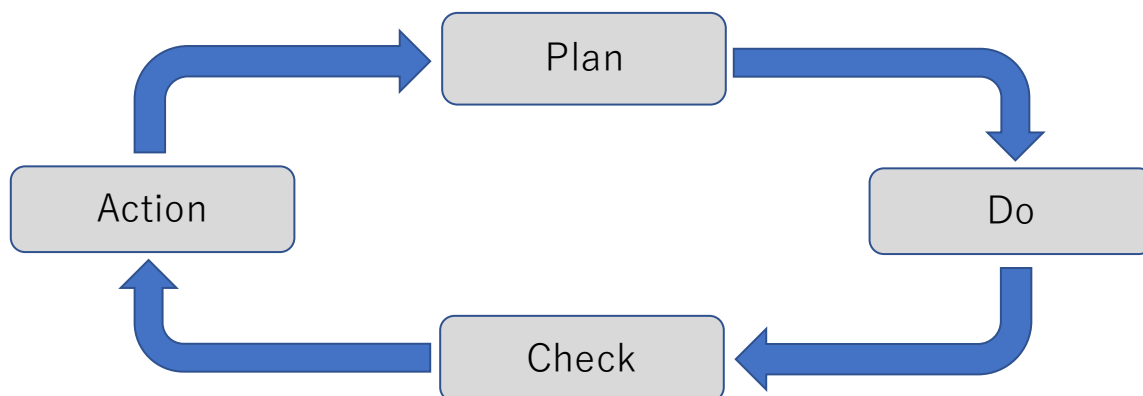
指標名	R4 現状値	目指す方向
【センター（市）】 八代市成年後見制度利用支援事業の利用件数（市長申立て）	12 件	
【センター（市）】 八代市成年後見制度利用支援事業の利用件数（費用助成）	20 件	
【センター（市）】 八代市成年後見制度利用支援事業の利用件数（報酬助成）	26 件	

第5章 計画の評価及び進行管理

本計画に基づく、各施策及び事業の進行管理を行い、達成状況や進捗状況を評価・点検し、必要に応じて見直しを行います。いわゆる「PDCAサイクル」は、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」の順に実施していくプロセスです。

本計画の確認及び評価は、「八代市成年後見制度利用促進審議会」において、年度ごとに行っていきます。

《PDCAサイクルのイメージ》



参 考 資 料

1. 計画で使用している用語
2. 成年後見制度の利用の促進に関する法律
3. 八代市成年後見制度利用促進審議会条例
4. 八代市成年後見制度利用促進審議会委員名簿
5. 第2期八代市成年後見制度利用促進計画策定経過

1. 計画で使用している用語（50音順）

用語	説明
協議会	地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみ。制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設けます。
権利擁護支援	「意思決定支援等による権利行使の支援」や、「虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援」を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るといった目的を実現するための支援活動のこと。
権利擁護支援チーム	権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ。
権利擁護支援の地域連携ネットワーク	地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ。
支援者	本人の支援に関わっている人（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、地域包括支援センターや権利擁護支援センターの職員等）のこと。
市長申立て	成年後見制度が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申立てを行うことが難しい場合など、特に必要があるときに市長が申立てを行うこと。
市民後見人	「市民後見人養成研修」の修了者であり、家庭裁判所によって成年後見人等として選任された市民。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援するしくみ。
成年後見人等	家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、保佐人、補助人を指す。
中核機関	権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。 ※八代市における、八代市成年後見支援センター。
法人後見	社会福祉法人などの法人格を有する法人が成年後見人等を受任し、財産管理や身上保護を行うこと。

2. 成年後見制度の利用の促進に関する法律

(平成二十八年四月十五日)

(法律第二十九号)

第九十回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二八年四月一五日法律第二九号

成年後見制度の利用の促進に関する法律をここに公布する。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本方針（第十一条）

第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）

第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）

第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（平二八法二九・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

一 成年後見人及び成年後見監督人

二 保佐人及び保佐監督人

三 補助人及び補助監督人

四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

一 成年被後見人

二 被保佐人

三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一成年後見制度の利用の促進に関する目標

二成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

（平二八法二九・一部改正）

第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

（平二八法二九・全改）

第五章 地方公共団体の講ずる措置

（平二八法二九・旧第六章繰上）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（平二八法二九・旧第二十三条繰上）

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(平二八法二九・旧第二十四条繰上)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二八年政令第二一四号で、本文に係る部分は、平成二八年五月一三日から施行)

(平成三〇年政令第七四号で、ただし書に係る部分は、平成三〇年四月一日から施行)

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

3. 八代市成年後見制度利用促進審議会条例

令和2年3月24日

条例第14号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、八代市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 成年後見制度の利用促進に関すること。
- (2) 法第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法律に関し優れた識見を有する者
- (2) 医療又は福祉に関し優れた識見を有する者
- (3) 成年後見制度に関し優れた識見を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日条例第5号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

4. 八代市成年後見制度利用促進審議会委員名簿

任期：令和5年6月1日～令和8年5月31日
(敬称略・五十音順)

氏名	職(所属)等	条例第3条 該当要件	備考
上村 耕治	八代市民生委員児童委員協議会 会長	(2) 福祉	
隈部 依里	熊本県社会福祉士会 権利擁護センターばあとなあ熊本	(2) 福祉 (3) 成年後見制度	
紫藤 千子	紫藤社会福祉士事務所 (熊本学園大学 非常勤講師)	(3) 成年後見制度	会長
田上 裕輝	熊本県弁護士会 高齢者・障害者に関する委員会 副委員長	(1) 法律 (3) 成年後見制度	
丁畑 博胤	成年後見センター・ リーガルサポート熊本支部 支部長	(1) 法律 (3) 成年後見制度	
藤本 賢一	かんねさこ荘相談支援事業所 所長	(2) 福祉	
本田 荘介	八代市医師会 理事	(2) 医療	
松下 和聖	八代市第6地域包括支援センター センター長	(2) 福祉	
松本 博昭	八代市社会福祉協議会 事務局長	(2) 福祉	副会長
保田 周一	八代郡医師会	(2) 医療	
高瀬 仁秀	熊本家庭裁判所八代支部 庶務課長	【条例第6条】 オブザーバー	

5. 第2期八代市成年後見制度利用促進計画策定経過

時 期		内 容
令和2年度	R2.6.30 ～R2.7.22	障がい者計画策定に関するアンケート
令和4年度	R4.11.16 ～R5.1.16	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
令和5年度	R5.6.7	第1回八代市成年後見制度利用促進審議会 ・委嘱状交付、会長・副会長選出 ・第2期八代市成年後見制度利用促進計画の策定 ・第1期八代市成年後見制度利用促進計画 実施状況及び課題
	R5.7.20	第2回八代市成年後見制度利用促進審議会 ・第二期成年後見制度利用促進基本計画（国の第二期計画） ・第2期八代市成年後見制度利用促進計画 構成(案)
	R5.8.10 ～R5.10.5	福祉及び医療の支援者、民生委員への調査
	R5.9.13	第3回八代市成年後見制度利用促進審議会 ・第2期八代市成年後見制度利用促進計画 素案
	R5.9.21 ～R5.10.26	専門職団体及び法人後見実施団体への調査
	R5.10.31	第4回八代市成年後見制度利用促進審議会 ・第2期八代市成年後見制度利用促進計画 素案
	R5.12.15 ～R6.1.9	パブリックコメントの募集
	R6.1.23	第5回八代市成年後見制度利用促進審議会 ・第2期八代市成年後見制度利用促進計画 素案 ・第2期八代市成年後見制度利用促進計画 概要版
	R6.2.5	八代市成年後見制度利用促進審議会より計画書 案提出
	R6.2.21	第2期八代市成年後見制度利用促進計画の決定

令和6年度～令和8年度

第2期 八代市成年後見制度利用促進計画

令和6年3月

発行 八代市健康福祉部
高齢者支援課・障がい者支援課

〒866-8601

熊本県八代市松江城町1番25号

電話 (0965) 33-4436

FAX (0965) 33-8983